

令和5年度

事故防止と 事故対応



この冊子は事故事例とともに、事故を未然に防ぎ安全確保の基本となる取組みのポイントをまとめたほか、事故が発生した際の対応について記載しました。

一つひとつの事例を参考に、改めて各施設で事故要因を考え、安全な環境や事故防止の取組を見直し、職員間で共有し事故防止に努めてください。

令和5年3月
横浜市こども青少年局 保育・教育運営課

目次

1 事故防止と事故対応.....	P1
2 事故防止のための取組.....	P3
3 事故発生時の対応について	P9
4 事故発生後の対応について	P10
5 巡回訪問事業について	P12
6 巡回訪問つうしんについて	P15
7 内閣府等のガイドラインについて	P25
8 資料.....	P27
9 過去の通知について	P42
10 令和4年 事故事例	P43

保育所保育指針 (第3章より抜粋)

*保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

*事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

*保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

1 事故防止と事故対応(全国と横浜市内の事故発生状況について)

内閣府の発表によると、教育・保育施設において、令和3年1月から12月に全国で発生し厚生労働省へ報告された事故は以下のとおりです。

負傷(意識不明・骨折他)…	2,342件
死亡事故……………	5件
合計 ………………	2,347件

死亡事故の主な死因は、窒息1人、原因不明等4人です。

令和4年1月から12月の横浜市における保育・教育施設における事故報告の件数は、236件となっており、毎年増加傾向にあります。その中でも、最も多い置き去り・行方不明は、交通事故や転落事故、夏であれば熱中症といった重大事故に結びつきかねません。保育中の安全管理は日々行われている日常的な業務であるとともに、その安全は常に確保されていなければならない重要な業務です。

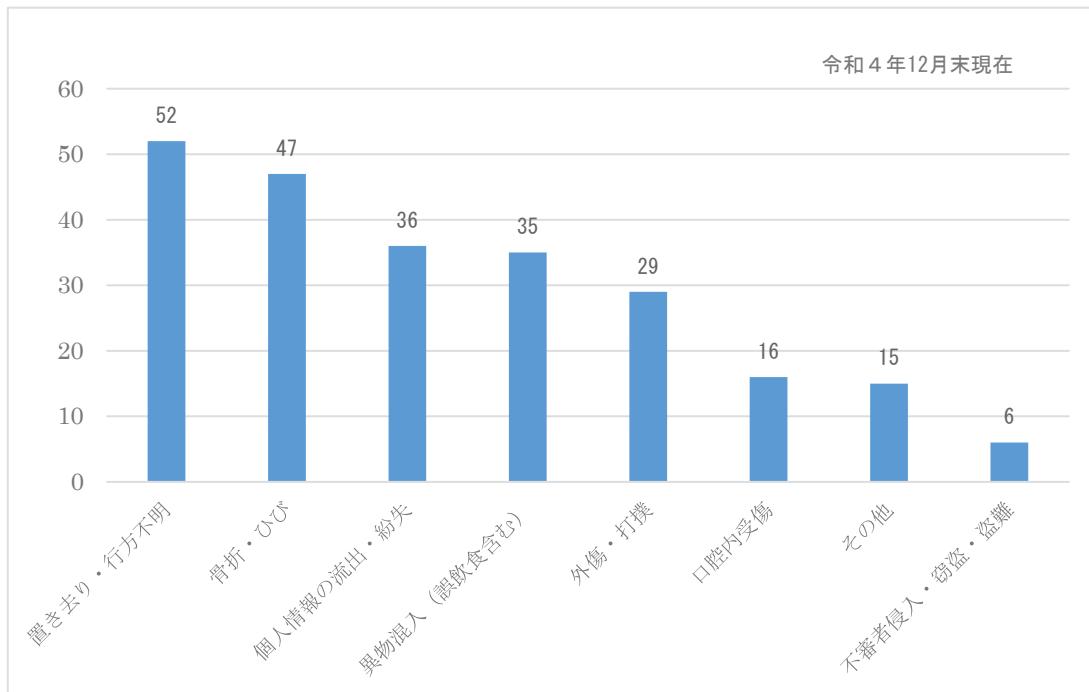
事故を防止するためには、保育者一人ひとりが危機管理意識を高め、全職員が共通の認識を持って連携していくことが必要です。

心身の発達が著しい乳幼児期は、発達状況に大きな差があり、一人ひとりに応じた丁寧な関わりや配慮が集団生活における保育の中で求められています。発達段階や特徴を把握した上で、安全な保育環境をつくることが大事です。また、主体的な活動を大切にしつつ、遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要があります。

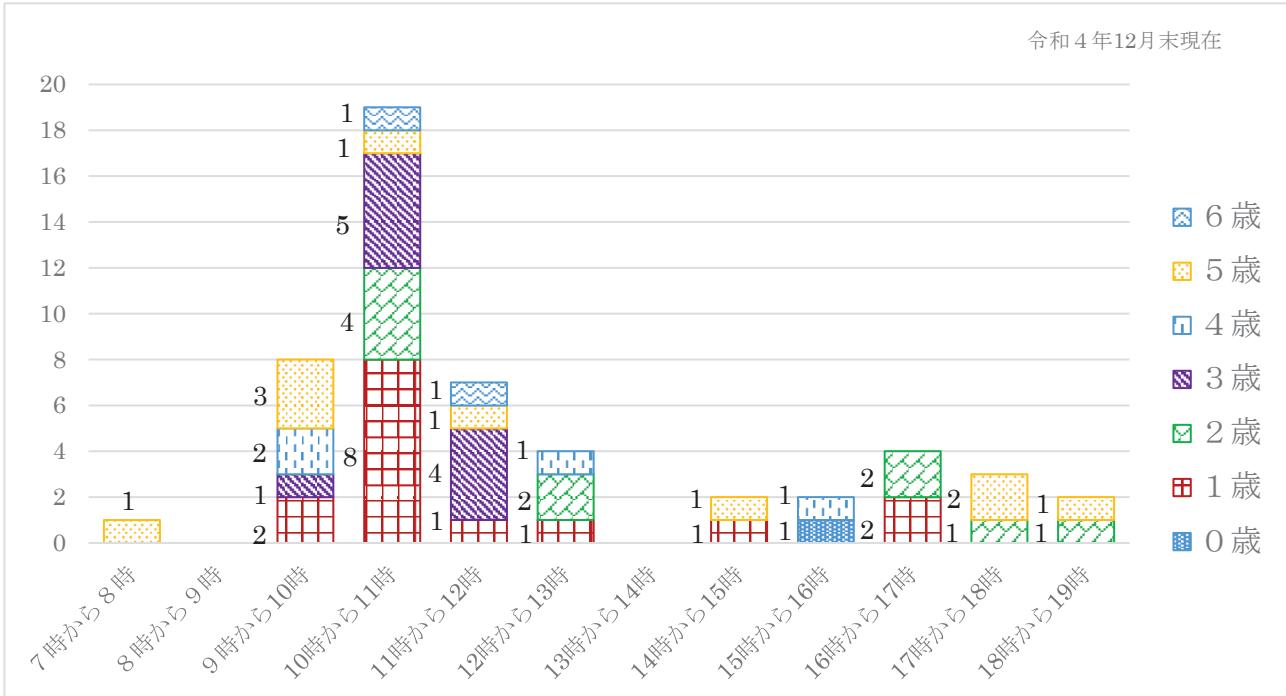
児童の生命の保持及び安全の確保は、保育所等の責務です。

本冊子は重大事故に結びつきやすい項目や市内で発生した事故事例をまとめたほか、事故発生後の対応の仕方について記載したものです。各園での事故防止への取組の一助としてご活用いただくほか、内閣府等のガイドラインも確認し、よりよい保育に結び付けてください。

(1) 事故報告書の内訳(令和4年1月から12月)



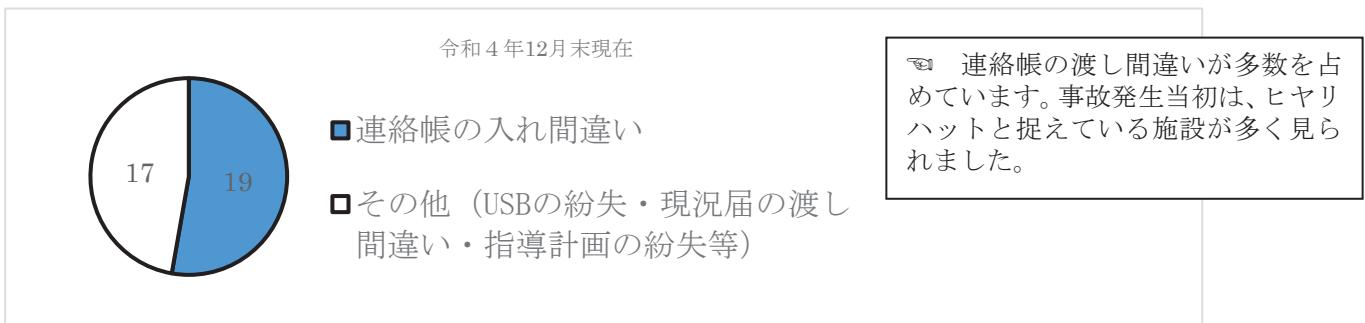
(2) 置き去り・行方不明の内訳



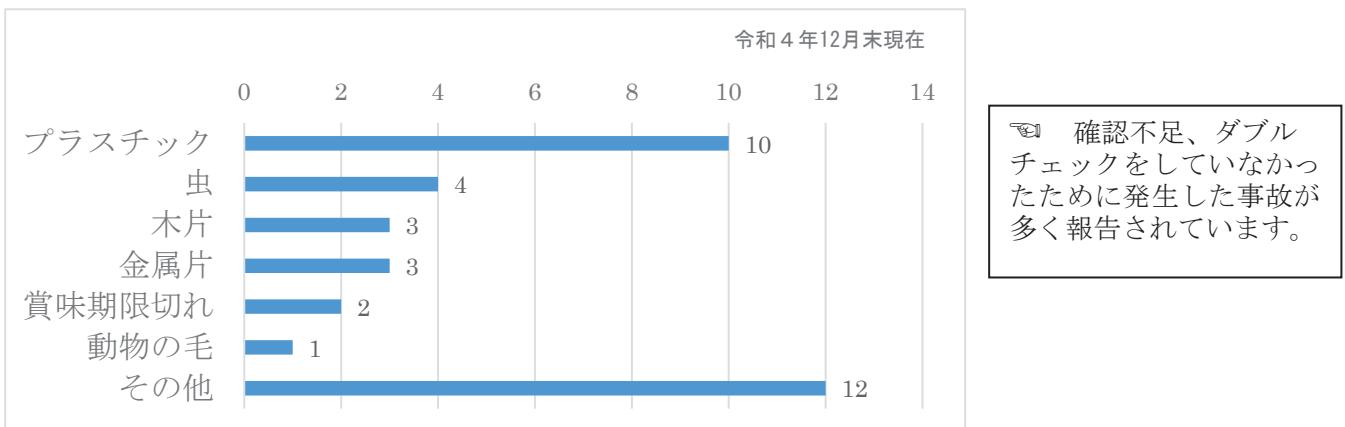
令和3年、福岡県で発生した園バスの置き去り事故を受けて、令和4年度は、行方不明や置き去り事故が発生した施設を担当者が訪問し、事故が発生した状況について、ヒアリングや現場の確認をしました。

発生原因について施設の状況をヒアリングする中で、人数確認が適切にされていなかったことと共に、「児童を1人追いかけていったが、その先にもう1人児童がいたことに気づかなかつた」、「児童が、(保育者の)足元を通っていったことに気づかなかつた」、「あの場所に児童がいたことに気づかなかつた」など、「気づかなかつた」という報告が多くありました。

(3) 個人情報の流出・紛失の内訳



(4) 異物混入・誤飲・誤食の内訳



2 事故防止のための取組

(1) 事故防止・事故対応マニュアルの作成

ア マニュアルの作成

内閣府、文部科学省及び厚生労働省から通知のあった「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考に、園の実情に合わせた事故防止・事故対応のマニュアルを作成してください。事故発生時に迅速な対応が図られるよう、職員の役割を明確にするなど、体制を整備してください。

イ 職員への周知

園内で定期的に研修を行うなど、職員間で共有し、安全対策を徹底してください。

ウ マニュアルの見直し

園で発生した事故事例やヒヤリハットをもとに、定期的な見直しを行い全職員で共有します。

*マニュアルの作成にあたっては事故事例集(P.43)も参考としてご活用ください。

(2) 事故防止のための具体的な取組

日常的に必要なこと

- ・職員配置については、必ず配置基準を守ります。
- ・児童の行動を予測し、目を離さないようにします。
- ・児童の健康状態を観察、把握し、個々の状態に応じた保育をします。

ア 誤飲・誤嚥

(ア)食事

*年齢月齢にかかわらず、普段食べているどんな食材も窒息につながる可能性があります。
適切な食事の援助や観察をしっかり行いましょう。

- ・児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態等、職員間で共有します。
- ・咀嚼や飲み込みなどの発達状況にあった食事内容にします。
- ・児童が自発的に口に入れ、飲み込むようにします。
- ・水分補給は、食事前・食事中適宜行います。無理に飲み込ませないようにしましょう。
- ・眠くなっている子には、無理に食べさせず、個別に配慮します。
- ・苦手な物を無理に食べさせることは、誤嚥・窒息につながり危険です。

(イ)環境設定

*口に入れると咽頭部や気管が詰まり窒息の可能性がある大きさ、形状のものは室内に置かないようにしましょう。

*誤飲誤嚥の可能性のあるサイズ・形状：球形の場合は4.5cm以下のもの。
球形でないものは直径3.8cm以下のもの。

- ・食材はもちろんのこと、園内の安全点検の際には小さなサイズの遊具や備品についても誤飲・誤嚥の可能性がないか定期的に確認しましょう。特にマグネット(丸磁石のような小さなサイズ)の誤飲は、重篤な事故につながります。バータイプのマグネットを使用するようにしましょう。(画鋲も、できる限り使用しないようにしましょう)
- ・植物は実が成長する間、誤飲誤嚥の可能性のあるサイズになります。児童が誤って口に入れることが無いよう、育てる植物を改めて検討するなど、環境を工夫しましょう。
- ・飲み込んだものが薬品等の場合、吐かせて良い場合と吐かせてはいけない場合があります。内閣府のガイドライン等を確認し、適切な対処方法を把握しましょう。

<参考資料>

- ・異物誤飲が発生した場合の応急処置(内閣府のガイドライン)

【URL】

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

【QRコード】



- ・気道異物除去の応急処置(政府広報オンライン)

【URL】

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201809/2.html>

【QRコード】



イ アレルギー誤食

*該当児名、アレルゲン、除去食事内容を、献立の作成時からチェックを行い、調理時、配膳時食事の提供、食事中に、複数で確認しましょう。

- ・生活管理指導表等の内容を確認し、職員で共有します。
- ・保護者と献立表による除去内容を確認します。
- ・加工食品、市販菓子等も原材料表示を確認します。
- ・除去食は専用トレイ、食器等で視覚的に区別できるようにします。
- ・調理担当者間、調理担当者と保育者間、保育者間でその都度、声を出し確認等をします。
- ・体制の変わる土曜日、延長保育時等の除去食について、園内で共有します。

※参考 横浜市 食物アレルギー対応

トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>保育所等の給食>食物アレルギー対応

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/kyuusyoku/20140220104339.html>

ウ 睡眠中

*重大事故に結びつきやすい項目です。睡眠状況をしっかりと確認し記録しましょう。

- ・午睡など、児童の睡眠中には、寝つきや睡眠中の姿勢、呼吸の状態、顔色等に注意し、睡眠中も児童の様子に常に注意を払い、以下の点を毎日チェックします。

□仰向けに寝かせる。

□児童の睡眠中は、時間の長さや時間帯、センサーの使用に関わらず、必ずプレスチェックを行い一人ひとり記録する【0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回】

□十分な観察ができる明るさの確保

□顔面および唇の色の確認

□鼻や口の空気の流れや音の確認

□呼吸に伴う胸郭の動きの確認

□体に触れて体温確認

- ・窒息予防のために寝具や周辺環境について以下の点を毎日チェックします。
 - 布団はアイロン台くらいの硬さのものが望ましい。
 - シーツはしわがないか常に点検する。
 - 授乳後、ゲップを十分に出してから寝かせる。
 - 睡眠時に着衣の襟や袖口で口を塞がないように留意する。
 - 顔のまわりやベッドの柵にタオルなどを置いたりかけたりしない。
 - 毛布や布団などのかけものは、顔にかかるないように胸までとする。
 - 飲み込む危険のある遊具を手の届くところに置いたままにしない。

エ 水遊び、プール遊び

*児童の大好きな活動ですが、危険も伴います。しっかりとポイントを押さえましょう。

- ・児童の状況を見守る専任の監視者が必要です。常に児童から目を離しません。
- ・人数確認を行い、十分な休息時間がとれる計画にします。
- ・個々の児童の健康状態を把握します。
- ・水の温度管理、水質管理を行います。
- ・暑さ指数の確認と、暑さ対策、紫外線対策を行います。
- ・職員間で役割分担し連携します。

オ 骨 折

*転倒や打撲の際、「歩けるから大丈夫」、「痛がっていないから大丈夫」などと自己判断をしないで、骨折を疑って整形外科での受診を検討しましょう。

- ・児童の骨は成長過程にあり、まだ柔らかいので「不完全な損傷」になるときがあります。小さい児童は、自分の状態を上手に伝えることができません。大人が丁寧に様子を見て判断しましょう。

<注意するポイント>

児童は、痛みをしっかり伝えられない場合があります。（児童がさしている場所が、患部でないこともあります）患部を動かすことができ、腫れが見られなくても、骨折している場合があります。

（横浜市に提出された事例より）

カ 指はさみ事故

*指はさみ事故は、最悪の場合、指の切断にもつながりかねない危険な事故です。

- ・ドア、窓に指はさみを防止する機器を設置します。
- ・ドア、窓がスムーズに開閉できるか確認をします。
- ・老朽化や壊れていかないか確認を定期的に行います。
- ・自動ドアの戸袋に腕等が引き込まれないか確認をします。

キ 散歩などの園外保育

*日常的な活動ですが、目的地やコース、注意点など情報の共有をしましょう。

(ア) 事前に共通認識・情報共有を行い以下の点をチェックします。

- 散歩マップでルート、危険個所を確認し、定期的に見直しをする
- 散歩マニュアルで役割分担の確認、個々の児童の配慮事項を共有する
- 応急処置、心肺蘇生など緊急事態への対応を共有し、危機管理訓練を実施する
- 児童へ交通安全教育・保護者へ散歩の意義やリスクの説明をする
- ベビーカー、散歩バギーなどの安全点検(タイヤ、ブレーキ、ベルトなど)

(イ) 当日の確認事項は以下の点をチェックします。

- 人数と目的地、ルートを記録
- 公園の安全点検(遊具点検、遊具回りのごみや吸い殻等、不審者、死角、日射による高温になった遊具、遊具の対象年齢等)
- 人数確認(散歩前、散歩中、散歩後)を適宜、複数の職員で行う
- 健康状態などの把握、水分補給、帰園後は石鹼で入念な手洗い

※園外活動中に、公道等を歩行している際、危ない、と感じる箇所を発見した場合は、所管の土木事務所または警察署へ相談しましょう。

土木事務所：公道における路面標示やガードレールの設置・修繕等の相談ができます。

警察署：信号機や横断歩道の設置・修繕等の相談ができます。

ク 行方不明・置き去り

*保育中の見失いにより、交通事故や転落事故、夏などであれば熱中症といった重大事故に結びつきかねません。園内、園外に関わらず人数確認をしましょう。

(ア) 保育中の見失い

- ・人数確認は、リーダーだけでなく、必ず複数で声を出して行います。
- ・「〇人」と数字での確認だけでなく、児童一人ひとりを確認します。
- ・児童の動向の確認はできているか、職員の立ち位置はどうか、職員同士の声の掛け合いは十分かなど確認します。
- ・児童の移動の際に見失いが起きそうな場所を把握します。

(イ) 児童の園からの抜け出し

- ・常に児童の人数確認は欠かさず、点呼を確実に行ってください。
- ・自動ドアのセンサーは、児童の届きにくい十分な高さか確認をします。
- ・職員などによりロック解除が必要なドアの場合は、ロックを解除するボックスやスイッチの高さが児童には届きにくい十分な高さであるか確認をします。

ケ 不審者の侵入

*ハード面での対策を検討し、シミュレーションをしましょう。

- ・外部から中に入るためには、必ず内側から施錠を解除するシステムや防犯カメラを設置するといったハード面での対策を検討しましょう。
- ・保護者のみにカードキーを渡しているといった場合でも、保護者に対し、園の安全対策を周知し、園の出入りの時に気を付けてもらうように伝えるなど、保護者を巻き込んだ安全対策をしましょう。
- ・不審者が侵入した場合、どのように対応したらよいか、マニュアルを作成しシミュレーションを行いましょう。シミュレーションを行うときは、園長や主任などが不在の場合や、朝夕などの職員が少ない時も想定して実施しましょう。
- ・年1回以上は不審者対応訓練を行ってください。(不審者訓練は、「避難・消火訓練」の一環

とはなりません。必ず別に実施してください。)

コ 与薬

*原則として与薬は行いません。

- ・慢性疾患などやむをえない場合に限り、医師の意見書などをもとに、必要かつ最小限の与薬を行います。
- ・薬は1回分又は1日分のみ預かり、施錠できる場所に保管します。
- ・与薬の際は、複数の職員でダブルチェックを行い、重複して与薬する、人違い、与薬量の誤り、与薬忘れ等がないよう確認します。

サ ヒヤリハット

*ヒヤリハットとは、危ないことが起こったが、幸い事故には至らなかったものの、重大な事故になってしまふかしくない事例に「気づく」ことです。事故を未然に防ぐために、ヒヤリハットを活用しましょう。

- ・保育現場では「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたりすることが発生します。児童たちの行動は、大人の予想をはるかに超え、思いがけないことの連続です。大きな事故につながる可能性のある事例を記録し、原因の分析、予防策を職員間で共有します。
(→ヒヤリハットの詳細についてはP13を参照。)

シ 安全管理

*児童は身近な環境に興味や好奇心を持って関わります。安全な環境を整えましょう。

(ア) 園全体での情報共有・確認

- ・朝夕の合同保育など、通常の保育と違う形態の時には注意すべき事を園全体で確認します。
- ・環境整備、保育者の立ち位置、役割分担、児童一人ひとりの情報共有をします。
- ・配慮が必要な児童については、園全体で保育を行うという意識を持って支え合います。
- ・担当現場を離れるときには声をかけて、相手からの返事を待って行動します。また、不安な点は声にして伝えるなど、声かけを習慣づけます。
- ・保育環境には危険なものを置かず、棚からの落下や家具、テーブル等の転倒防止を行います。
- ・日々、及び定期的に安全点検を実施し安全の確保を図ります。

※安全点検表の作成例は、内閣府のガイドラインを参考にしてください。

（） 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

(イ) 遊具等

- ・児童の発達に応じた遊びや遊具、玩具を提供します。
- ・固定遊具で遊ぶときは、保育者が付き添います。
- ・遊具の使用方法や配置場所の環境などを把握し、事故につながる危険性を予見する観点をもって安全点検をします。
- ・変状及び異常が発見された場合は、遊具の使用を中止し、適切な措置をします。
…園内の場合：園として修繕や撤去などを行います。
…横浜市が管理する公園などの場合：土木事務所などの管理者へ通報します。
- ・遊具は、安全基準を満たしたものを設置し、園で加工などして使用することのないよう注意します。
- ・公園などで遊具を使用する際には、対象年齢を確認し、児童の年齢に合った遊具を使用します。

- ・児童の服装については、事故につながりかねない服装ではないことを確認し、危険性について保護者へ周知します。

(ウ) 物品の管理、整理整頓

- ・薬品や危険な物品(窒息の可能性のある玩具、小物等も含む)などは、転倒、落下の恐れのない、児童の手が届かないところで管理します。
- ・整理整頓を心掛け、不要なものがないか職員間で確認します。

(エ) 送迎バス等の安全対策

- ・バス送迎時での人数把握の手順、登降園時や保育中の人数把握の方法について確認しましょう。
- ・送迎中に非常時が発生した場合の対応について、あらかじめ緊急時対応マニュアルに作成するなどし、運転手や乗務する職員と共有しましょう。
- ・停留する場所の選定：それぞれの停留するところの所管警察署へ、安全上の留意がないか確認しましょう。

【参考資料】

- ・保育・教育施設における児童の車両送迎 に係る安全管理ガイドライン(横浜市)

(オ) 救急救命講習の定期的な受講

緊急時は保育従事者が救急救命行為を行う必要があります。必ず定期的に受講しましょう。また、救命救急講習は園内研修でも定期的に実施しましょう。

(カ) 救急対応訓練実施の徹底

救急車を呼ぶような緊急事態発生時には、119番通報や心肺蘇生などの応急処置を冷静に行う必要があるため、救急対応マニュアル等を確認し、訓練を行うようにしてください。

【想定される事故の例】

- ・食事… 窒息、誤飲、誤嚥、アレルギー誤食
- ・睡眠… 窒息、SIDS、けいれん
- ・プール…溺水、転倒
- ・散歩… 骨折等の怪我、行方不明、交通事故
- ・園内… 玩具等の誤飲
扉やサッシの指挟み
児童同士の衝突
遊具からの転落

(キ) 避難訓練等の実施

避難訓練や消火訓練については、保育従事者だけでなく、児童を含めて、具体的な避難誘導を伴ったものを、それぞれ、1か月に1回は、実施してください。

3 事故発生時の対応について

(1) 状況把握と受診の判断

必要に応じて応急処置を行うとともに、事故の状況(児童の状態、現場の状況など)を正確に把握してください。症状の見落としや判断ミスがないよう、児童の状態については、複数人で確認してください。受診が必要と判断した場合は、保護者の了解を取った上で、園が病院に連れていくことを基本としてください。

※ 特に、頭部の打撲等のけがについては、症状が目に見えない場合があり、受診が遅くなることで重症となる恐れがあります。首から上の打撲・けが等については、園が病院に連れていくことを基本としてください。

(2) 保護者への説明

事故の発生について連絡し、現在把握している事実を正確に伝えてください。保護者へ、適切に情報提供を行うことは、その後、信頼関係のある中で保育を継続するために重要なことです。保護者からの質問には、状況を踏まえ、確認できた内容の範囲内において説明する。不明な点や確認中の点については、その旨を伝えます。

※説明前に、伝える内容を整理し、事故の概要を的確に伝える。

※なお、電話で報告する場合も、連絡した内容は記録する。

※具体的、かつ、客観的に説明するように心がける。

<事前にまとめておく主な点>

- ・いつ
- ・どこで
- ・だれが
- ・どの程度のけがなのか
- ・どのように・なぜ
- ・現在どのような対応を行っているのか：
- ・保護者には何をしてほしいか
(受診等の承諾や、お迎え、病院での待ち合わせ等)：

(3) 事故状況の記録

事故状況の記録は、以下の事項について、5W1Hを明確にして時系列に沿った記録をしましょう。

- ・どのように事故が発生したのか
- ・どのように対応したのか
- ・再発防止策
- ・職員への周知
- ・保護者へ伝えた内容 等

4 事故発生後の対応について

(1) 区のこども家庭支援課への事故報告書の提出

「園内・園外での事故対応」(P.27~28)に基づき、速やかに、区のこども家庭支援課に「事故報告書(第1報)」をエクセルで提出してください。

原則、第1報は、事故報告書(表紙)、様式1、様式2を事故発生当日(遅くとも事故発生翌日までに)提出してください。

園内で事故原因の分析と再発防止策の検討が終わり次第、「事故報告書(第2報)」を提出してください。第2報は、遅くとも事故発生から3週間以内に提出してください。なお、第1報提出時に事故原因の分析と再発防止策の検討が済んでいる場合は、第1報に含めてもかまいません。

※区のこども家庭支援課に提出後は、保育・教育運営課から連絡します。

【横浜市へ事故報告が必要なケース】

- ① 死亡事故
- ② 重傷事故(治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病及び意識不明)
- ③ 行方不明・置き去り
- ④ 個人情報の紛失や流出、不審者の侵入、盗難
- ⑤ 異物混入・誤飲・誤食
- ⑥ ①②に該当しないが、こども青少年局・区役所・園のいずれかが報告を必要と判断した事故

※「重傷事故を除く消費者事故(被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがある場合)」についても報告してください。

【横浜市へ事故報告する際に必要な様式】

- ① 事故報告書(表紙)
- ② 様式1
- ③ 様式2-1(負傷)、様式2-2(行方不明・置き去り)、様式2-3(異物混入・誤飲・誤食)、様式2-4(その他)
- ④ 様式3

(2) 事故の振り返り

事故直後の記録に加え、どのように振り返り、改善策を講じたのかなど、事故発生時からの対応経過を、時系列に沿って詳細に記録してください。

事故発生日の状況を振り返り、事故原因の分析と再発防止策の検討を行ってください。今後の事故防止のためにも、振り返りの内容は、非常勤を含めた全職員に周知してください。必要に応じて、園で作成している事故防止・事故対応マニュアルを見直してください。

※振り返り、分析のポイント

下記のポイントについて振り返り、分析をし、園としても正確な記録を残しましょう。

発生の状況	・何時に何が発生し、誰がどう対応したのか(保護者への連絡、医療機関への受診)など時系列でしっかり整理しましょう。
児童に関するポイント	・常日頃の様子はどういう児童か、当日の体調や様子はどうだったか。 ・普段と違うことがなかったか、児童がどのように考えたり感じたりして活動していたのか。
園や設備に関する	・遊具や地面の状態は常日頃から確認していたか、当日はどうだったか。

るポイント	<ul style="list-style-type: none"> マットや指はさみ防止の機器などを設置することで、ハード的に防げたか。
保育従事者におけるポイント	<ul style="list-style-type: none"> 配置数、立ち位置、役割分担はどうだったか。 従事者は救急対応や事故防止の研修をあらかじめ行っていたか、マニュアルなどは周知されていたか、マニュアル等のとおりに実施していたか、対応ができていたか。 マニュアルの見直しが必要ではないか。 マニュアルを共有する場(園内研修など)は十分用意しているか。
保育内容に関するポイント	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容は年次や児童自身にとって適合した内容だったか。 保育従事者はどのように児童に声かけや接し方をしていたか(より良い声かけや、接し方がなかったか)。

(3) 事故報告書の取扱いについて

本市は、注意喚起と再発防止の啓発等を目的に、園名及び個人情報を削除した上で、市内各園へ情報提供(P.43 参照)する場合や、「①死亡事故」等特に重大な事故については、園名等を含めて公表する場合があります。

「①死亡事故」と「②重傷事故」については、園からの報告を受けた市は、県と国へ報告します。国においても再発防止等のため、園名及び個人情報を削除した上で後日公表されます。

報告書は、市・区へ報告するたびに、第1報、第2報…と更新しながら、それぞれ保存してください。

(第2報を提出したからといって第1報を破棄等しないでください)

保護者への連絡は事故発生後、速やかに行います。その後も適宜情報提供を行ってください。また、「①死亡事故」と「②重傷事故」の場合は、市と園で報告書の内容を確認した後、最後に園から保護者へ「様式2-1」をお渡し、改めて報告することと、国が個人情報等削除の上、後日公表することについての説明をしてください。

※ 事故報告様式のダウンロード URL:

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>事故防止と事故対応について>事故防止と事故対応について

5 巡回訪問事業について

(1) 巡回訪問とは

横浜市では平成30年4月より、保育・教育施設における重大事故を予防し、保育の質の向上を目的として、巡回訪問を開始しました。

市内の保育教育施設・事業所において、マニュアルの作成、ヒヤリハットの活用等真摯な取組によって事故防止がなされているにも関わらず、依然として事故は発生しています。

市内の保育・教育施設を訪問し、日常の活動状況をヒアリングなどしながら、**安全安心な保育・教育環境を整えるために客観的な観点から助言や提案を行っています。**複数年かけて巡回訪問します。

子どもの最善の利益を守り、健やかな心身の成長発達を保障すべき保育教育施設としてさらなる事故防止の積極的取組を期待すると共に、その一助となるべく巡回訪問事業の推進を尚一層図っていきます。

(2) 安全安心な保育・教育環境を整えるために訪問員が伝えている主な内容

ア 食事中の誤飲・誤嚥を防ぐためのポイント

- (ア) 乳幼児ともに、食べている様子を必ず確認する
 - …急いで食べていないか、口に詰め込みすぎていないか等
- (イ) 個々のペースに合わせた援助をする
- (ウ) 食事の最後は口の中に食べ物が残っていないか確認する
- (エ) 気道異物除去の応急処置について園内研修等を行っておく

イ アレルギー誤食を防ぐためのポイント

- (ア) 除去食提供までのダブルチェックができるタイミングを複数設定する
- (イ) ヒューマンエラーを防ぐため、アレルギー児対応の共通理解・情報共有を確実に実施する
- (ウ) 納食食材の成分が変わることがあるので成分表を毎回確認する
- (エ) 行事などの通常とは異なる保育内容の時や、職員体制に変更がある場合でも、いつもと同じ手順で実施する
- (オ) 年齢に関わらず食べたことのない食材をチェックする(弁当を含む)

ウ 午睡時の事故を起こさないポイント

- (ア) 仰向けで寝る事を徹底する
- (イ) ブレスチェックは目視だけでなく、体に触れて体調変化がない事を確認する
- (ウ) 体調、機嫌等に通常と違う様子があるときは特に注意し、職員間で情報共有する
- (エ) 入園当初は児童にストレスがかかり事故のリスクが高いので、特に注意する

エ 水遊びの事故を防ぐためのポイント

- (ア) 監視役の目印をつけることで、本人や周囲の人への意識を高める
- (イ) 監視員は最初から最後まで監視役に徹する
- (ウ) 日頃から心肺蘇生法やAEDの使い方の研修、手順書の確認をする

オ 散歩での事故を防ぐためのポイント

- (ア) 行方不明、置き去り事故防止の為、人数点呼の重要性を再度確認する
- (イ) 人数確認は、複数人で点呼し、数を伝えあいながら、確実に行う
- (ウ) 散歩途中や散歩先の危険箇所をマップに入れ、安全なコースや散歩先を共有する
- (エ) 保育者の役割分担・連携が重要。個々の児童の年齢、発達、性格、行動パターンなどを職員間で共有する
- (オ) 散歩先で災害、事故、不審者などを想定した訓練を行う

カ 災害対策のポイント

- (ア) 備蓄用品の確認をし、保管場所を全職員に周知する
- (イ) 避難時に誰からもアレルギー児と明確にわかる手立ての工夫をする

キ 施設内での物の整理や配置についてのポイント

- (ア) テーブルの立て掛けや椅子の積み重ねはしない
- (イ) ロッカー、高い棚は転倒防止を行う
- (ウ) 扉付き棚の開閉ストッパーを設置する
- (エ) サッシ窓、保育室や押し入れ扉、扉の蝶番等に指挟み防止を設置する
- (オ) ガラスには飛散防止対策を行う

ク ヒヤリハットの取組のポイント

- (ア) ヒヤリハットで気づいた危険箇所や場面を収集し、職員間で共有する
- (イ) 予想される事故について、改善策を講じる

ケ シミュレーションのポイント

- (ア) 重大事故につながりやすい場面を想定し実施する
- (イ) 職員間で事故を想定した役割分担を共有する
- (ウ) 定期的なマニュアルの見直しをする

(3) 保育中のヒヤリハットについて

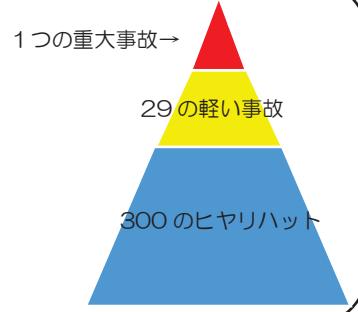
ヒヤリハットとは…ヒヤリハットとは、危ないことが起ったが、幸い事故には至らなかったものの、重大な事故になってしまっておかしくない事例に「気づく」ことです。

施設で発生したヒヤリハットを振り返り、分析することで、重大な事故を未然に防ぐことができます。しかし、意識しないと、そういう事例に気づかず、事故が起きてしまうことがあります。日ごろの保育の中で発生しやすいヒヤリハットと事故の事例について、各施設での振り返りや、分析に役立ててください。

！なぜヒヤリハット収集が大事なのでしょうか！

【ハインリッヒの法則】

1つの重大事故の背後には、29の軽微な事故があり、その背景には300のヒヤリハットが隠れているというものです。そのため、ヒヤリハット事例を収集・共有し、対策を練ることが事故防止に有効だと言われています。



事例1…アレルギー誤食

これはヒヤリハット！ 盛り付けや配膳するときにアレルギー児童用の給食を間違えそうになる、あるいは、間違えて盛り付けてしまったが、児童へ提供する前に職員が気づいて未然に防いだ。

これは事故！ 卵アレルギーのある児童が卵の入った給食を食べてしまったがアレルギー症状はでなかった。

→症状がでていなくても、食べてしまったことは事故です！ヒヤリハット・事故事例のどちらにおいても、どうして間違えそうになったのか、調理から児童に配膳するまでの手順を再度確認しましょう。横浜市HPに掲載されているマニュアルなどを参照しながら、園内で再発防止を徹底しましょう。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/kyuusyoki/20140220104339.html>

トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>保育所等の給食>食物アレルギー対応

【QRコード】



事例2…出会いがしらの衝突

これはヒヤリハット！ ホールに向かう廊下の曲がり角で、3歳児と4歳児が合流するときがあり、児童同士がぶつかりそうだなと感じた。

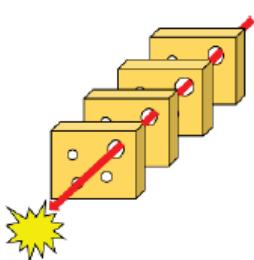
これは事故！ ホールに向かう廊下の曲がり角で児童同士がぶつかってしまった。幸いけがはなかった。

→児童同士の衝突は重大なのがにつながる案件です。

- ・なぜその曲がり角で3歳児と4歳児が合流してしまうのか
(ホールへ向かうときの動線や時間帯の分析)
- ・職員の立ち位置、連携
- ・児童への声かけは、十分なのかといったことを見直してみましょう。

！【スイスチーズモデル】を意識した対策を！

事故は単独で発生するわけではなく、複数の事象が連鎖して発生するという考え方です。イギリスの心理学者ジェームズ・リーズンが提唱しました。事故やトラブルが想定される事象に対して、いくつかの「対策」を設けることが必要です。そのためにもヒヤリハットを収集することが重要になるのです。



6 巡回訪問つうしんについて

令和2年度から、「巡回訪問つうしん～子どもの命を守る～」を発行し、様々な事故防止情報をお伝えしています。保育・教育施設における重大事故を予防し、保育の質の向上を目的として、令和2年度から不定期で発行しています。各施設における園内研修や、職員ミーティングでの周知、施設内での掲示などにお役立てください。ホームページにも掲載をしていますので、日々の保育の中で活用してください。

- 熱中症予防編
- 楽しい散歩のために編 (P16・17 参照)
- 子どもの骨折を防ごう編
- アレルギー事故を防ぐために編
- 安全で健やかな睡眠のために編(改訂版) (P18 参照)
- 事故防止のアンケート集計結果
- 重大事故防止！ヒヤリハットを活用しよう編
- エタノール・次亜塩素酸ナトリウム等薬品の使用方法・管理・保管のポイント
- 情報共有・コミュニケーション編
- 事故対応のシミュレーション編 (P19・20 参照)
- 誤嚥・誤飲編 (P21・22 参照)
- 水遊び・プール遊び編
- 個人情報編 (P23 参照)
- 事故対応編
- トピックス1号
- たのしくあそぼう！あんぜんに編 (P24 参照)
- 骨折事故から学ぼう！
- トピックス2号

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>事故防止と事故対応について>

事故防止と事故対応について

【QRコード】



子どもの命を守る

楽しい散歩のためめに！



巡回訪問つうしん2号

令和2年7月発行

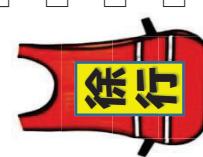
散歩は子どもにとって身近な自然や地域社会に触れる活動です。
安全に楽しい経験になるよう保育環境づくりをしましょう。

役割分担、情報共有、連携をしましよう！



【散歩など園外保育での留意点】

- 常に子どもの人数や居場所を把握し、適宜人数確認を複数で行う
- 移動中も全員を把握できるように、誘導方法に配慮する
- 保育者の人数は、子どもの人数に対して余裕をもつて配置する
- 職員間の役割分担、遊び方の共有
- 【バス参考例】 □ 無理のない実施計画（時間・時期・場所・下見等）を立てて共有
- 保育者が運転者に向け注意喚起をする（旗や専用のビーブスなど）



事前に共通認識・情報共有を！



- 散歩マップでルート、危険箇所を確認し、定期的に見直しをする
- 散歩マニュアルで役割分担の確認、個々の子どもの配慮事項を共有する
- 応急処置、心肺蘇生など緊急事態への対応を共有し、危機管理訓練を実施する
- 子どもへ交通安全教育・保護者へ散歩の意義やリスクの説明をする
- ベビーカー、散歩バス（ギーなど）の安全点検（タイヤ、ブレーキ、ベルトなど）

当日の確認事項

- 人数と目的地、ルートを記録
- 公園の安全点検（遊具点検、遊具回りのごみ吸い殻等、不審者、死角、日射による高温になつた遊具等）
- 人数確認（散歩前、散歩中、散歩後）を適宜行う
- 健康状態などの把握、水分補給、帰園後は石鹼で入念な手洗い

散歩における子どもの動きの特性

1. 進級時、異年齢での活動時など嬉しくていつも以上に大きな動きになり、ケガにつながることがある
2. 死角になるところや興味関心のあるところに行くことがある
3. 無防備に動物や不審者に近づいていくことがある
4. 急に走ったり、靴が脱げたり、転ぶことがある
5. 先のとがった物、棒切れを拾ったり、虫、木の実、小石等を持ち帰ることがある

以上のようなことを踏まえて散歩計画を立てましょう

リスクを想定した訓練の実施をしましよう

- 散歩は日常的な活動ですが、移動中、現地に到着してからなど、リスクを想定した訓練をしておきましょう
- 園を離れているので、困難な出来事の時は応援を必ず呼びましょう
- 1 交通事故・地震（津波・川）
 - 2 置き去り、行方不明
 - 3 けがでの救急対応・不審者対応
- 役割分担（対応、連絡、子どもの安全確保など）を決めて、実際に動いてみることが大切です。園全体で取り組みましょう

保護者と共有しておくこと

- ・公園マップを活用して利用している公園などを保護者に周知する
- ・交通安全など、日ごろより保護者に意識してもらう
- ・保育参加などで散歩での子どもの姿を知つてもうう



すぐに使えるセットを持つていきましょう（参考）

応急セット、連絡手段（携帯電話・無線機）、ビニール袋、タオル（体を包む、拭く、寝かせる等）飲み水、笛（異常を知らせる）、着替え（数セツト）、ティッシュペーパー、トイレスットペーパー、レジャーシート、保冷剤、おぶい紐、その他園毎の状況に応じて必要なものを用意しましょう



子どもの命を守る

楽しい散歩のためめに！

巡回訪問つうしん3号
令和2年7月発行

散歩は、子どもたちの活発な探索活動が豊かな感覚や感性を促していく大切な活動のひとつです。それぞれの園が、散歩先や近隣の道路状況の把握、目的地での安全の確認方法など、安全で楽しい散歩をするために多くの工夫をしています。『楽しい散歩のために！その2』では、その一例を紹介します。

～ある保育園の事例から～

事前準備と

出発前

- ◆ 散歩マップを作成しています…公園情報を職員間で共有(トイレ・水道の有無)、AED設置施設、危険箇所を記載。工事中の箇所はその都度伝えています。
- ◆ 子どもの人数・体調を職員全員で共有してから出発します
- ◆ …子どもたちの状態にも留意(行事前、異年齢、登園時の様子など)
- ◆ 役割分担を確認(リーダー、全体を把握する係、保育士の立ち位置等)、職員体制が厳しい時は迷わず中止、天候によっては、無理をせず中止することもあります。
- ◆ 散歩ノートに記載すると共に、園に残っている職員に声を掛けています。

目的地

- ◆ 安全点検は…到着後すぐに行います。
(特に飲みかけのペットボトル・煙草の吸い殻・ガラス片・砂場等特に注意)
- ◆ 人数確認は…必ずダブルチェックを行い、数だけではなく一人ずつ違ういる様子も含めて確認しています。

◆ 水道のない公園に行く時は、満足その他に備えて水を持参します。(洗浄用等)

☆出発前、子どもたちの集合写真を撮影しています

(万が一の時に子どもの服装が確認できます)
☆集合場所がわかるように、目印となるものの(旗)を持参しています。
☆他園と一緒にになった時は、帽子を違う色に変えたり、遊び場所を変えています、また声を掛け合い交流したり、不審者や危険な場所の情報も伝え合います。



歩いている時



- ◆職員間の確認と声かけ、連携を大切にしています。
- ◆交差点、歩道の切れ目、曲がり角では一旦停止。
- ◆自転車どすれ違う時や後ろから来た時は、職員同士声を掛け合い、止まって通り過ぎるのを待っています。
- ◆横断歩道によって青信号の時間が違うので、短い場所は2列にして渡っています。
- ◆歩道を歩いていても障害物はいろいろ！植え込みの枝、電柱、側溝にも気を配っています。
- ◆道路工事等で散歩ルートを途中で変える時は、園へ電話を入れています。



～地域の人と親しくなりましょう～

散歩の行き帰りで子どもたちの怪我や突発事故、地震などの自然災害等で保育園へすぐに戻れないことがあるかもしれません。

そんな時は保育園に連絡を入れると共に、近隣のお店、交番に助けを求められると良いですね。緊急時に協力や援助を仰ぐよう、日ごろから地域の中で協力し合うなど顔の見える関係づくりをしていると安心です。

「さあ帰りますよ！」

『これもってかえる！』

『おみやげにする！』

帰園時 帰園後

子どもたちが公園で見つけた石、木の実、花など帰る時にしつかり握りしめている事ありませんか？手はつなげないし、転んだら手を付けない。帰園後ズボンのポケットにダンゴムシがいっぱい！なんてことも！そんな時、先生たちはどうしていますか？

お散歩バックを作つてお散歩に来ようね」ってお話しして、こどもたちに虫を逃がしてもらいます。

「まだ今度会いに来ます！みんな自分で持ちたいのでそれぞれ小さい手つきのバックです

(写真ブログのある園)

帰りは遊び疲れて子どもたちの集中力も落ちてしまいかね。おなかもすぐ…

帰りの出発時には出かけるとき以上に配慮が必要ですね。人数確認はもとより、子どもの様子をしつかり確認しましょう。怪我はないですか？忘れものはないですか？無事に園についたら小さな怪我も報告を忘れずに！

「うちの園は散歩ノートにヒヤリハットがあつたら記入しています！すぐには情報共有できませんがとても便利です！」



こども青少年局 保育・教育運営課
連絡先 045-671-3564

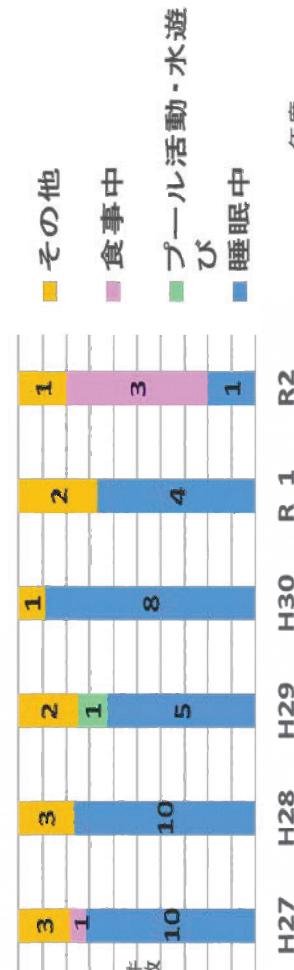
安全で健やかに睡眠のために

巡回訪問つうしん6号
令和2年10月発行
改訂版令和3年10月発行

保育中の死亡事故は、「睡眠中」に一番多く発生していると報告されています。「睡眠中の異常」は、いつ、どこで、誰に起こるかわかりません。リスクを下げ、異常に早く気づくための行動がとれるよう園内での基本知識を周知・徹底し、事故予防の意識を高めましょう。

睡眠中の事故について（保育・教育施設内）

死亡事故発生時の状況（内閣府集計データより）



H27 H28 H29 H30 R1 R2 年度

乳幼児の睡眠の特徴

- ・乳児は不調を言葉に出して伝えられない
- ・知らない間に疲労（ストレス）が溜まっている
- ・睡眠中の事故の中では、1～2歳児の死亡率が高い
- ・継続児でも4・5月には環境が変わるので要注意



【うつぶせ寝の危険性】

- 周りの音に対する反応が弱い
- (胸の圧迫によって) 血圧や心拍の急な低下が起きることがある
- 動きが少なく、目覚めにくく、深い眠りが長い。←異常に気付きにくい



★うつぶせ寝のリスクを十分に理解して「睡眠環境」を安心・安全にしていきましょう。

事故事例から

（大阪市 保育事故調査報告書より）

1歳2ヶ月で入所したばかりで慣らし保育は無し。家で離乳食を食べ満腹状態で午後から預けられる。泣き出しがそのまま入眠する。睡眠中嘔吐、保育士は気付かず、嘔吐物が喉につまり窒息。消化不良を起こしていた。→ 慢れない環境で、体にストレスが加わり消化機能が動かなかつたと推察された。

検証からわかつたこと！

- ・慣れない環境においてのうつぶせ寝は、1歳を超えても危険
- ・子どもの寝つき方、成長発達（性格・臓器等）具合、既往症の有無やその時の子どもの健康状態など保護者と情報共有し、一人一人の生活歴を把握する
- ・入園初期の発生率が非常に高い（成育歴や特徴が把握されていなかった）
- ・マニュアルが周知されず、活用もされていなかった → 全職員へ周知し、活用する
- ・重要なのは睡眠中の保育体制、子どもがぐずった時の対応、体調が急変した時の初動

リスク軽減のために必要なことは

- ・日頃より呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、救急対応と情報共有・連携等、事故予防の想定訓練を行う
- ・あおむけ寝は窒息予防になる。定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状態を点検する
- ・医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見えるあるおむけ寝に寝かせることが重要
- ・何よりも、一人にしないこと。子どものそばに必ず睡眠チェックの専属としているということが大事。睡眠見守りセンサーを利用して、必ずブレスチェックは行う。風邪などを行っていると上気道の閉塞が起これやすくなるので、特に気を付けて様子の確認を行ふ
- ・やわらかい布団を使用しない。ぬいぐるみ等やヒモ状のものを置かない（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドの周りのコード等）
- ・ミルクや食べたもの等の嘔吐物ががないか、口の中に異物がないか確認する
- ・「見守り」「目を離さない」ではなく、明確な行動をし、指さし・声だし、体に触り確認をする（行動を起こす…声を出すことで自分の行動を意識できる）
- ・うつ熱でもリスクがあるので、上掛けをかけすぎない。手足が出て放熱ができるようにする
- ・部屋は表情が見えるように明るくする

【睡眠中のヒヤリハット】

※保育の安全・研究センターによる

- ・睡眠中のヒヤリハットは、気づいた時には重大事故につながりやすい

工夫事例 【睡眠の呼吸等点検について】

- ・ブレスチェックの専任を配置し、徹底を行っている
- ・チェックの時間はタイマーを利用するなど確実に点検する工夫をしている
- ・園長や看護師が定期的にラウンドして予防意識を高め、共有する



子どもの命を守る 事故対応のシミュレーション

巡回訪問つうしん9号
令和3年3月号

シミュレーションはなぜ必要なの？

園生活では、食事、睡眠、プール水遊び、散歩など日常の活動の中で重大な事故が発生する可能性が多くあり、各園、それぞれ事故防止、事故対応のマニュアルが作成されています。

でも…実際に、事故が起きたらマニュアル通り実行できるでしょうか

目の前で事故が起こった時に、研修で習った事やいつもなら出来ていた事が、とつさには確実にできない可能性があります。

地震、火事、水害などの災害対策として避難訓練を実施しているように事故発生時、そこでそれの役割分担はどう対応するかを想像し、速やかに対応できるようするために、は

様々な場面を想定した訓練を行っておこなう大切です。

が冷静に役割につき、事故対応ができることを目指します。

1 シミュレーションを考えてみましょう！

① 場面を想定します

想定される事故の例

- ・食事… 窒息、誤飲、誤嚥、アレルギー誤食
- ・睡眠… 窒息、SIDS、けいれん
- ・プール… 溺水、転倒
- ・散歩… 骨折等の怪我、行方不明、交通事故
- ・園内… 玩具等の誤飲
- ・扉やサッシュの指挟み
- 子ども同士の衝突
- 遊具からの転落、園からの抜け出し

② 発生時間、体制を設定します

想定される体制の例

- ・朝夕の延長保育
- ・異年齢保育
- ・園長、施設長不在時
- ・一時保育
- ・平日
- ・土曜日
- ・日曜日
- など

③ 対応の役割分担を決めます

想定される職員の役割の例

- ・全体把握と指示
- ・応急処置
- ・連絡（園内・保護者・関係機関）
- ・事故にあった子ども以外の子どもたちの保育
- ・記録
- ・子どもの観察
- ・応援

2 シミュレーションを行ってみましょう！

(例1) 自園のマニュアルに沿って行う。

参考：「事故防止と事故対応」P24の救急対応マニュアル

(例2) 事故防止のフロー図に沿って行う。

参考：「事故防止と事故対応」P18、P19の事故対応フロー図

(例3) 当日の動きの部分を参考にしてください)

(例3) 事故対応の進行シナリオを作成して行う。

3 訓練後、感想を書きつけてみましょう



- ・役割分担はスムーズでしたか？
- ・改善点、修正点はありましたか？
- ・心肺蘇生法、AEDの使用など研修通りにできましたか？

4 各園のマニュアルを見直してみましょう

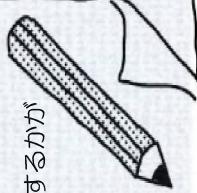
- ・一人一人が状況に応じた冷静な判断、速やかな対応や役割分担ができるようになる事はとても重要です。
- ・園全体で共通認識を持ち、園の危機管理を高め保育の質の向上につなげましょう。

事故発生後、保護者への報告、重大事故の場合は事故報告書の作成が必須です！

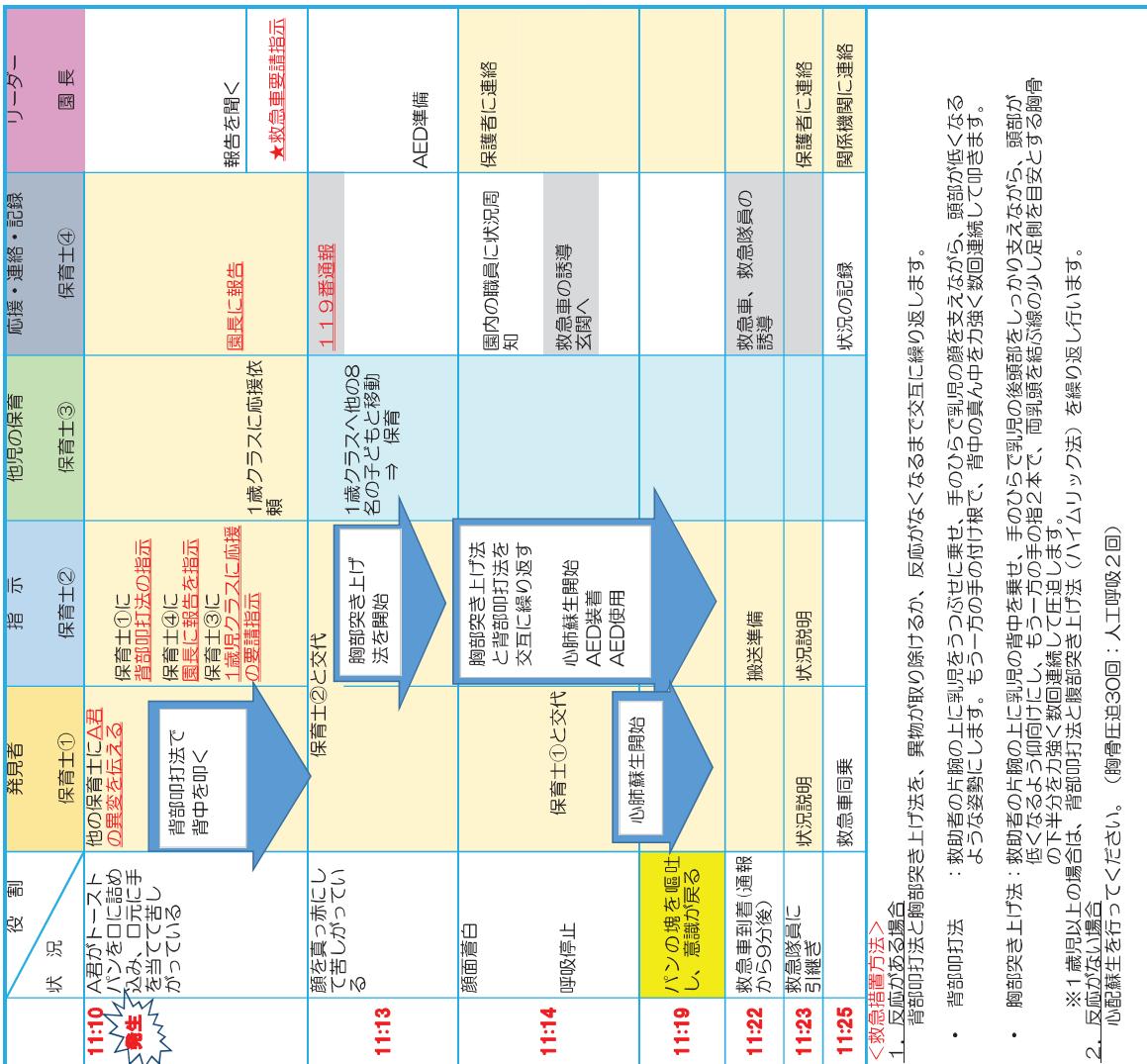
報告を正確に伝えるためにも事故発生時に記録を取つておくことが必要です。事故が発生した時間、場所、子どもの状態、対応した職員の状況を記録することを、シミュレーションの段階から練習しておきましょう。

実践の一例として以下に「進行シナリオを作成して行う方法」の事例を2例挙げました。事故が起きた設定で、発生後15分程度の職員の動きを想定し、シナリオを作成して行うのです。15分間という時間を設定することで、シミュレーションの実施時間は短時間で済みますし、進行シナリオを作ることで全体の動きを時系列で理解できます。

- ・自園の職員体制、時間帯を考えて可能な設定をしてみましょう。
- ・対象は、保育士だけでなく、園の職員全員です。園全体でどのよう連携するかが大事なポイントです。
- ・役割分担の中に全体を客観的に見る人を決めておきましょう。
- ・訓練中の職員の動きを確認することによって終了後の課題を見つけることに繋がります。



事例1 誤飲・誤嚥の場合
0歳児！ トーストパンが喉につまつた！ 命を救え！

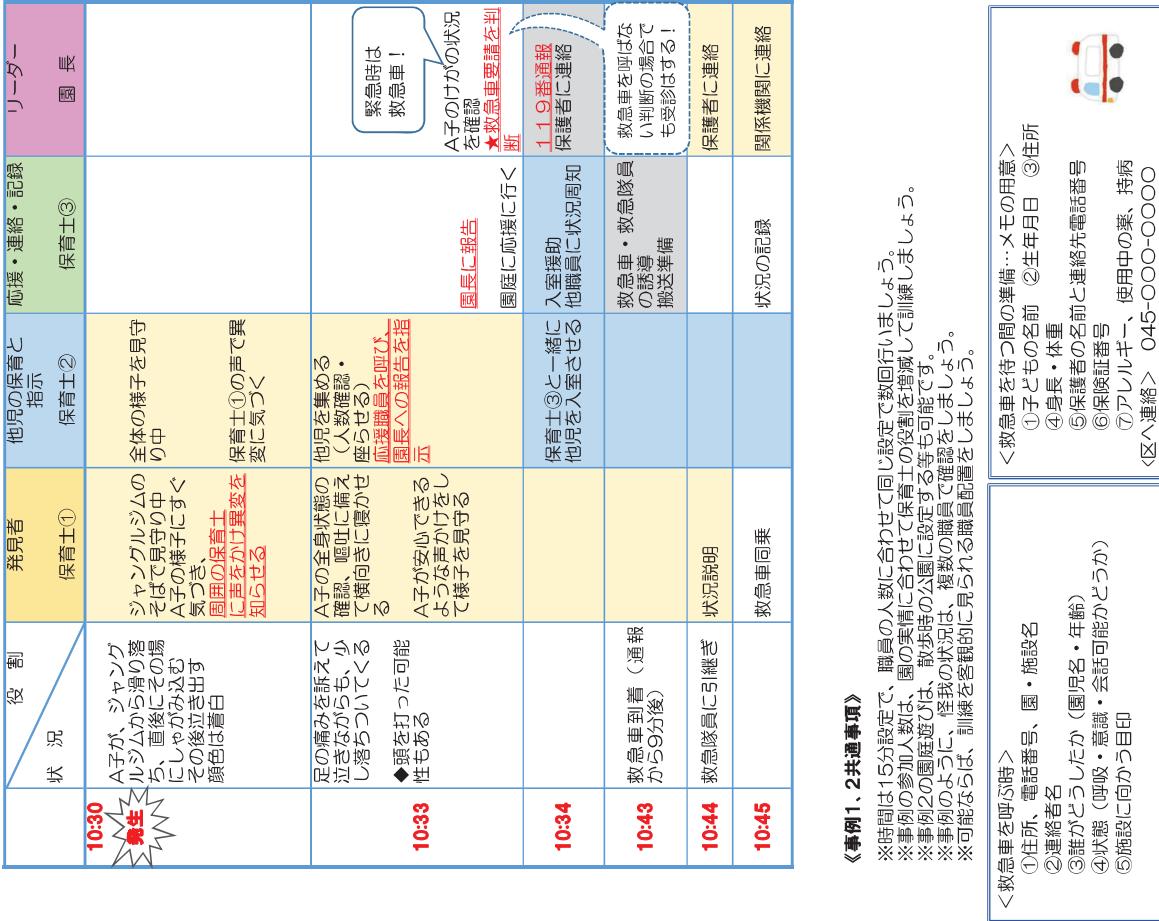


※ 例では、救急処置を行う職員は2人ですが、1人で対応したり、他職員も割合をいくつか兼ねる場合があります。
緊急時は、一刻も早い発信（状況を伝える ⇒ 救急車の要請）がとても重要です。

シャングルジムから転落！ 全身を確認

合
易

設 定	4歳児：16名 5歳6か月 5歳児：2名	<保育士①、②、ブリーフ保育士③>
当日の設定	4歳児クラス単独で園庭遊び中	



青少年局 保育・教育運営課
連絡先 045-671-3564



《事例1、2共通事項》

このように、事例2の園庭遊びは、園庭遊びの構成要素として、
1. 動植物の観察、2. 訓練、3. 積極的な遊びが含まれます。

車を呼ぶ時

①子どもの名前 ②生年月日
④身長 ⑤体重
⑥年齢 ⑦学年
⑧住所、電話番号、園・施設名
⑨運送者名
⑩運送者名

(1) おもてなしの心 (2) おもてなしの心 (3) おもてなしの心 (4) おもてなしの心 (5) おもてなしの心 (6) おもてなしの心 (7) おもてなしの心 (8) おもてなしの心 (9) おもてなしの心 (10) おもてなしの心

<区へ連絡> 045-000-000

青少年局 保育・教育運営課
連絡先 045-671-356

※ 例では、救急処置を行う職員は2人ですが、1人で対応したり、他職員も割合をいくつか兼ねる場合があります。
緊急時は、一刻も早い発信（状況を伝える ⇒ 救急車の要請）がとても重要です。

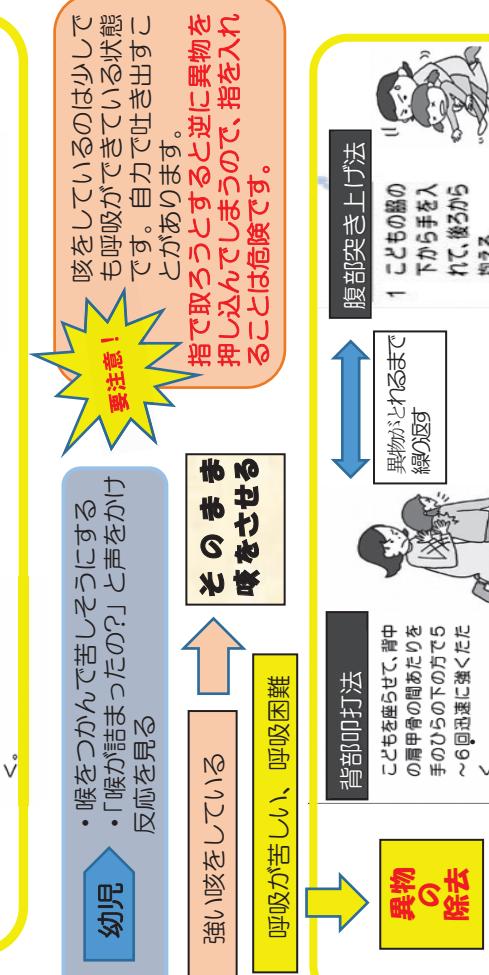
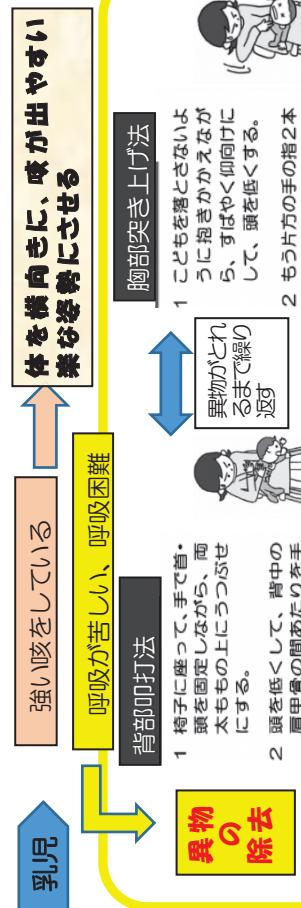
「誤嚥窒息を防ごう！ 子どもの命を守る

巡回訪問つうしん 10号
令和3年5月発行

誤嚥とは…食べ物または異物が、誤って気管(空気の通り道)に入った状態です。

さあどうする？ 食事中にのどに詰まつた！

窒息すると短時間で命にかかわる重い症状になってしまいます。発見したらまずは周りの人を呼び、AEDの用意、救急車の要請を依頼します。



豆やナッツ類は5歳以下の子どもには食べさせないでください。(消費者庁R3.1)

食べる時に配慮が必要な食材

食材	食材の特徴	調理時、食べる時の配慮
ごはん、パン類、いも類 ビスケット類	食材の水分含有量が少なく、唾液を吸収して飲み込みづらい。	水分を摂って、のどを潤してから食べます。
レタス、青菜 わかめ、のり	べらべらとしていて噛み切るにくく、口の中に貼りついたり、気道をふさいだりする危険がある。	細かく切って提供します。
ソーセージ	弾力が強く噛み切りにくく。	縦方向に切って提供します。
ブチトマト、ぶどう、さくらんぼ等 うずら卵 球状の食品	球形という形状が危険。(吸い込みにより気道をふさぐことがある為)	ブチトマト、大きなぶどうは必ず切って出します。ぶどう、さくらんぼは球形というだけではなく皮も口に残るので危険です。

参考：大阪市事故防止及び事故発生対応マニュアル作成の手引き



卷之三

眠くなると咀嚼をしなくなり口の中に食物が溜まってしまう為、誤嚥窒息につながります。

小児の食事中の窒息事故の要因としては、歯の発育や摂食機能の発達の程度、あわてて食べるなどの行動が関連しています。乳幼児では、臼歯（奥歯）がない為、食べ物を噛んですりつぶすことができないことが多いです。食べる時に遊んだり、泣いたり、笑いすぎたりすることも窒息の原因になります。急がず、ゆっくり噛んで食べるなど声かけをし、詰込みすぎないように気をつけましょう。側にいるだけでは窒息に陥る危険性があります。子どもの口に食物が入っている間は、保育者が目を離さないようにして、万が一事故が発生しても、重篤な事態に陥らないようにする事が重要です。

下記のサイト内に映像が載っています。園内研修等でご利用ください。
政府広報オンライン
「えっ？そんな小さなもので？」子供の窒息事故を防ぐ！
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201809/2.html>



045-671-3564
休戸 指導専門

子どもの命を守る窒息を防ごう！「誤飲」

巡回訪問つうしん11号
令和3年5月発行

保育場面における「危険」の気づき・保育の工夫



場面	誤飲が予想されるもの	対応と援助（例）
安全点検	<ul style="list-style-type: none">装飾物掲示物手作りのおもちゃ	<ul style="list-style-type: none">ステンドグラスタックマグネットビニールテープペットボトルのふたを2個つなげたものフェルトで作った魚つるつるして飲み込んでしまいそうなものの衣服のボタン髪留め、小物の落下、置き忘れ、ネジのゆるみに注意する整理整頓、片づけを適切に行う遊びの集中が切れるタイミングは特に注意する小さい玩具、パーツは數を事前に確認する少人数で行う環境を設定する20ミリ未満の物は保育者が管理する
室内	<ul style="list-style-type: none">小さいものひらひらした物小さなおもちゃや穴落どしシール貼り	<ul style="list-style-type: none">カバサンのキーホルダー乾いた花びら等気管支拡張テープひも通し穴落どし用パーツ粘土シール類
室外	<ul style="list-style-type: none">小さいもの	<ul style="list-style-type: none">木の実・小石・種等

※上記参考例の他にも様々な誤飲事例があります。次の文献を参考にしてください。
「保育所におけるリスクマネジメント ヒヤリハット/傷害」発症事例 報告書」H26年 兵庫県

子どもはなぜ、異物をどのように脅らせたりするのでしょうか？



- 【異物がどのように詰まつたら】
 - どのを押さえる
 - 口に指を入れる
 - 声が出せない
 - 呼吸が苦しそう
 - 顔色が急に青くなる

【頭部異物による世界共通サイン】

「発達の目安」を参考にして起こりやすい事故を防ぎましょう

子どもの発達と起こりやすい窒息・誤飲事故※消費者庁「子どもを事故から守る事故防止ハンドブック」より

発達の目安	首すわが口の中に物を入れる座る						1歳						2歳						3歳						4歳						5歳						6歳					
	誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	物をつかむ	つかまり立ちをする	一人歩きをする	階段を登り降りする	高い所へ登る	スイッチ等をいじる	窓際へ移行	幼児食への移行	おもちゃなど小さな物での窒息	ミルク吐き戻し	ベッドの隙間に挟まる	誤飲	ボタン電池、吸引ボール、磁石などの誤飲	医薬品、洗剤、化粧品などの誤飲	タバコ、酒などの誤飲	ミルク吐き戻し	おもちゃなど小さな物での窒息	ミルク吐き戻し	ベッドの隙間に挟まる	誤飲	ボタン電池、吸引ボール、磁石などの誤飲	医薬品、洗剤、化粧品などの誤飲	タバコ、酒などの誤飲								
窒息	睡眠中の窒息事故 掛布団、ぬいぐるみ、よだれかけなどで窒息	ミルク吐き戻し	誤飲	ボタン電池、吸引ボール、磁石などの誤飲	医薬品、洗剤、化粧品などの誤飲	タバコ、酒などの誤飲																																				

- 発達の表はあくまで目安で、個々のお子さんの発達過程に合わせて注意することが大切です。
- 誤飲事故は5ヵ月頃から3歳頃までが最も多いと報告されています。窒息事故は年齢にかからず、事例があります。乳児だけでなく、幼児でも口に物を入れた状態で、はしゃぎすぎたり、驚いたり、笑いすぎて急に息を吸い込むと、のどに詰まらせる危険があります。

【事故事例】どこでもあり得る状況をもとに对应策を考えてみましょう



誤嚥・誤飲の窒息を防ごう

- ★子どもの年齢や発達を考慮しながら、誤嚥・誤飲につながらないか、日々の保育を確認しましょう！
- ★園内外の危ない物に気づけるように整理整頓をしましょう！
- ★保育者同士が、子どもの成長発達を共有し、リスク軽減を伝え合い、分かれ合うコミュニケーションが大切です。
- ★窒息につながる「ヒヤリハット」があった場合は少なうな大きさ、素材、形状などを考え、園全体で対策を立てましょう。

個人情報について

巡回訪問つうしん13号
令和3年9月発行

個人情報と守秘義務

子どもの名前や住所、健康、発達に関することや各家庭の状況など、保育園で扱う情報にはデリケートな個人情報が多く含まれています。職員は、「個人のプライバシーに関する情報を取扱っている」ことを強く認識して、守秘義務を守る必要があります。

口外するつもりではなくても、会話の流れから、伝えてはいけない情報をお他の人へ提供してしまうことがあります。特に保育士の守秘義務違反の罰則規定は厳しく、保育士として仕事をすることができるなくなる可能性があります。また退園後に、職務上で知り得た情報を漏らすことでも守秘義務違反となります。（児童福祉法第十九条の二十二）

個人情報と守秘義務について日常の様々なケースから考えてみませんか？

★こんなことがありますか？～あるある事例～★

- バス停で同僚と園での出来事を話しているけれど“子どもの名前は言つていいから大丈夫？”
⇒名前をいわなくてち聞いている人には、察しがつく場合もあります。特に園外では園児に関する会話を控えましょう。もちろん園内でも十分に配慮が必要です。
- 子どもの可愛い表情を個人のスマートフォンで撮ったけれど、“自分で見るだけだから大丈夫？”
⇒写真も特定の個人を識別できる場合は個人情報になります。スマートフォン等の紛失、盗難の場合は個人情報流失となります。公私の区別を意識しましょう。
- 個人宛の通知を個人のワールドポケットに入れているけれど、“保護者が取るから大丈夫？”
⇒ワールドポケット使用時に取り違いが発生することがあります。個人情報に関するものは、ワールドポケットではなく、名前を確認して保護者に手渡ししましょう。

要注意

- 園の「送迎者等の登録」がされていない方から保育園へ電話があり、「横浜花子はいますか？」と聞かれ、「今日はお休みです。」と答えてしまって、在園していることが漏洩してしまった。
⇒「いません」と言う答えも、在籍の有無を答えてしまっていることになるので、ご注意ください！園児の情報を聞かれた場合は、「個人情報の為、お答えできません。」と伝えましょう。
- 勤務先の保育園で知つた園児に関する情報を、自分の子が通っている小学校で、仲の良い他の保護者にうっかり話してしまった。
⇒過去の情報も含め、仕事を通して知り得た個人情報は、決して口外してはいけません。（退職してからも同様です。）

保護者との連絡ツールの取り扱い どうしていますか？

家庭との連絡は、ノートや電子機器等が多く使われています。これらは子どもとの日常の様子だけでなく、体調や家族のこと等、様々なデリケートな情報が載っています。万が一、紛失または渡し間違い、誤送信等があった場合は、個人情報の流失となるため、慎重に取扱うことが必要です。

各施設によって様々な工夫がされていますので一例をご紹介します。

送信する時は？

ノートの受け渡し方法と確認は？

A 園…保護者連絡はアプリを使用している。担任と園長がダブルチェックをしてから個別に送信している。

B 園…アプリを使用。記入後に仮送信をしておき、他の職員が内容を再チェックして本送信を実行する。

日中の置き場所は？

C 園…子どものカバンや、荷物の入った袋と一緒に入れて受け渡しする。ダブルチェックをして園内の袋に入れている。帰りに保護者に声をかけて間違いかないか確認してもらっている。

D 園…保護者と保育士が直接受け渡しする。連絡ノートの名前を確認して受け取り、渡す際も同様。受け渡しの際は、保育体制を整えてから、その場を離れ渡すようになっています。

ダブルチェックとは…人を変えて再度チェック・確認することができる。「Aさんがチェックしたものを持ち帰らないようにします。」「Aさんがチェックしたものを持ち帰ります。」という仕組みがダブルチェックです。

★個人情報データ（カメラ・SDカード等）の管理の仕方★

保育の様子を伝える手段として、また研修材料として保育中の子どもたちの写真を撮る機会が多くなりました。カメラ、SDカード、等の情報データの取り扱い、管理方法を園で統一し、職員全員で確認することが大切です。

- ◇管理ノート…使用時、返却時に、日付、時間、氏名を記入し、ダブルチェックをします。
- ◇保管場所…カメラ、SDカード、タブレット等は事務所等の鍵付きの場所に保管します。
- ◇データ…撮影した写真はすぐにパソコンに取り込みましょう。SDカードの中身は空にしておくリスクが少くなります。

*セキュリティ対策の基本は整理整頓。必ず置き場所を決めて施錠をし、安全管理を行いましょう。

こども青少年局 保育・教育運営課
連絡先 045-671-3564

子どもの命を守る たのしくあそぼう！あんせんに ～户外遊びの環境づくり～

巡回訪問つうしん15号
令和3年11月発行



園全体で、職員一人ひとりが安全に対する意識を高め、互いに連携し協力して
子どもの安全を把握する体制を作りましょう。

安全について職員同士が連携、共有しましょう。

〈子どもへの対応を確認〉

- ◆ 人数確認の方法（回数、ダブルチェックの方法、記録の仕方等）
- ◆ 子どもとの動線を予測した保育者の位置や遊具の位置や遊具の安全な配置
- ◆ 固定遊具に付き添う保育者の位置
- ◆ 〈情報共有〉
- ◆ ヒヤリハットを活用し、施設内の危険な箇所（ハザード）の把握や、遊具の使用について、誰がどこでどのよう遊んでいますか情報を共有する。
- ◆ 職員全員で園庭や、公園の遊具等の使用についての情報を共有し、誰がどこでどのよう遊んでいますか情報を把握する。
- ◆ 事故が起きた場合の緊急連絡、役割分担等を確認する。（応急手当、保護者対応、けがをした状況説明等）
- ◆ 安全管理・事故防止の園内研修を実施する。

職員間で園内外のあらゆる要因（危険箇所） とその対応について共有しましょう。

1 園庭、よく行く公園で「どこが危ないか」 「何が危ないか」把握して共有しましょう。



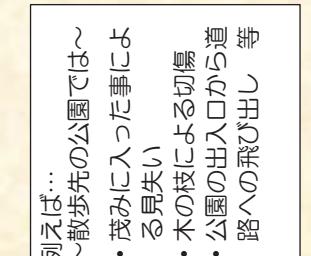
- 例えば…
～園庭では～
・鉄棒で手を放したことにによる落下
・凹凸のある園庭での転倒
・子ども同士が走って衝突したことによる打撲

3 安全に遊ぶためのルール を作りましょう。

- 子ども自身で何が危険な遊び方かを考えられるよう動きかけれる。
- 遊具の対象年齢を確認し、年齢に合った遊具の使い方を伝える。
- 個人差や一人ひとりの心情、興味や関心、能力に応じた遊び方の約束、ルール作りを行い、園で共有する。
- 落丁防止の為のマット等は安全に保たれているか。
- 樹木は安全な状態か。
- 石、ガラス片など危険物はないか等危険箇所を把握し安全を確認する。
- 特に散歩先では、即時の修繕対応は難しいので危険な環境に対して保育者が十分に配慮する。

「安全に安心して 遊びごとができる 環境づくり」 のために

2 安全点検表を作成するためのルール 大事故な対応を行いましょう。



- 例えば…
～園庭では～
・鉄棒で手を放したことにによる落下
・凹凸のある園庭での転倒
・子ども同士が走って衝突したことによる打撲

2 安全に遊ぶために重 に大切な対応を行いま しょう。

- 子どもが心身の成長・発達をする中で、けが（外傷）はつきものです。保護者には見学・入園時に、小さながに対する理解を得ておくと良いでしょう。その上で、園全体で安全安心な環境を整え、日頃から保育や子どもの様子を丁寧に伝える等コミュニケーションを図ることが必要です。そして、けがが起きた際には、迅速な対応を行ふと共に、その日の保育を振り返り、改善点を園全体で話し合うことがとても重要です。園内研修等を活用しながら、小さながの検証を行う事が大きな事故を防ぐ大事なポイントとなります。

【参考】幼児期の運動に関する指導参考資料「ガイドブック」第1集（文部科学省）
学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）
なかよくあそぶあんせんに（一般社団法人 日本公園施設業協会）

こども青少年局
保育・教育運営課
連絡先 045-671-3564

7 内閣府等のガイドラインについて

～ 事故の発生防止のためのポイント（抜粋）について～

平成 28 年 3 月 31 日付で、内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局より、通知のあった「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」について、死亡や重篤事故の発生防止のための要点を抜粋し、お知らせします。各施設・事業は、特に死亡や重篤な事故の発生防止のため、これらの要点及びガイドラインを参考に、それぞれの実情に応じた教育・保育等を実施してください。

なお、ガイドラインの全文は下記ホームページよりダウンロード可能です。

必ず、内容をご確認ください。



「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

- ・内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

- ・文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1352254.htm

- ・厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

Point 窒息リスクの除去方法

- ・医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバー の内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・口の中に異物がないか確認する。
- ・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

Point プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・監視者は監視に専念する。
- ・監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・規則的に目線を動かしながら監視する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ・ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- ・食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- ・汁物などの水分を適切に与える。
- ・食事の提供中に驚かせない。
- ・食事中に眠くなっているか注意する。
- ・正しく座っているか注意する。

Point アレルギー食対応の人的エラーを減らす方法の例

- ・材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- ・食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする。
- ・材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもに食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。
- ・除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- ・食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。

Point 緊急時の役割分担の例

- ・心肺蘇生、応急処置を行う。
- ・救急車を呼ぶ。
- ・病院に同行する。
- ・事故直後、事故に遭った子どもの保護者、地方自治体関係部署に連絡する。
- ・事故当日、事故に遭った子ども以外の子どもの教育・保育を行う。
- ・事故直後、交代で事故の記録を書くよう職員に指示する。
- ・施設・事業所全体の状況を把握しつつ、病院に同行している職員など、それぞれの役割の職員間の連絡をとる。
- ・事故当日、必要に応じて、事故に遭った子ども以外の子どもの保護者に事故の概要について説明をする。
- ・翌日以降の教育・保育の実施体制の確認を行う。



園内での事故対応



病院に連れていく
必要性の有無を判断
・及び区への報告を行う

<事故を発見した職員>

- ・近くの職員に知らせる。
- ・事故の発生状況を把握する。
- ・応急手当をする。

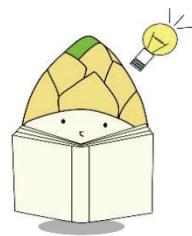
<他の職員>

- ・園長へ報告する。
- ・他の児童が不安にならないよう体制を整える。

<園長、主任保育士、看護師など>

- ・複数人で児童の状態を確認する。
- ・保護者に状況を説明する。

状態の確認は必ず複数人で！
判断に迷う場合は、**病院に連れていくましょう。首から上の打撲などは、病院に連れていくことを基本とします。**



必要あり

- (かかりつけ医を確認する。)
・タクシーなどで園が連れていく。
(緊急の場合は、救急車を呼ぶ。)

必要なし

- ・けがに応じた手当をする。

当日

記録の作成

当日

保護者対応

原則当日

事故報告書の作成
(第1報)

事故の振り返り

- ・事故発生時の状況を記録する。
- ・発生後の対応経過を時系列に沿って記録する。
※振り返りのために、5W1Hをおさえる。
(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)

- ・把握している事実を正確に伝える。
- ・丁寧に謝罪する。
- ・帰宅後、保護者に連絡して、児童の様子を確認する。

保護者への報告は、第1報も含め、正確にかつ速やかに行いましょう。

いつ、どこで、だれが、どのように・なぜ、どの程度のけがか、どんな対応をしているか、保護者には何をしてほしいか（受診等の承諾や、お迎え、病院での待ち合わせ等） 等

- ・事故報告書を作成し、所在区のこども家庭支援課へ提出する。
- ・作成にあたっては報告書様式に添付された注意事項等を確認すること。

【事故報告書の作成が必要なケース】

- ① 死亡事故
- ② 重傷事故(治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病及び意識不明)
- ③ 置き去り・行方不明
- ④ 個人情報の紛失や流出、不審者の侵入、盗難
- ⑤ 異物混入(給食に異物が混入した場合)・誤飲・誤食
- ⑥ ①②に該当しないが、こども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した事故

- ・職員会議を開き、事故の原因分析と再発防止策の検討をする。
- ・話し合われたことを記録し、全職員に周知する。



当日

病院に直接行くか園に戻るかを判断・及び区への報告を行う



病院に直接行く

<他の職員>

- ・近くの職員に知らせる。
- ・事故の発生状況を把握する。
- ・応急手当をする。
- ・園へ連絡して応援を求める。
- ・他の児童の状況を把握し、安全を確保する。
- ・園長へ必ず報告をする。

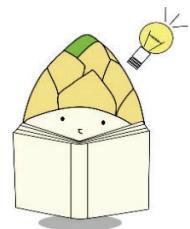
<事故を発見した職員>

- ・近づく職員に知らせる。
- ・事故の発生状況を把握する。
- ・応急手当をする。

<園長、主任保育士、看護師など>

- ・病院に直接連れていくか、一度園に戻るかを判断する。
- ・現場に応援職員を派遣する。
- ・保護者に状況を説明する。

判断に迷う場合は、病院に連れていきましょう。首から上の打撲などは、病院に連れていくことを基本とします。行方不明などの場合は警察へ通報するかも検討しましょう。



園に戻る

- ・園に戻り次第、児童の状況を確認する。
- ・児童を継続して観察する。
- (状況によっては、病院に連れていく。)

<他の職員>

- ・応援職員が到着後、他の児童を連れて園に戻る。

当日

記録の作成

- ・事故発生時の状況を記録する。
- ・発生後の対応経過を時系列に沿って記録する。
- ※振り返りのために、5W1Hをおさえる。
- (いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)

当日

保護者対応

- ・把握している事実を正確に伝える。
- ・丁寧に謝罪する。
- ・帰宅後、保護者に連絡して、児童の様子を確認する。

原則当

事故報告書の作成
(第1報)

- ・事故報告書を作成し、所在区のこども家庭支援課へ提出する。
- ・作成にあたっては報告書様式に添付された注意事項等を確認すること。

【事故報告書の作成が必要なケース】

- ① 死亡事故
 - ② 重傷事故(治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病及び意識不明)
 - ③ 置き去り・行方不明
 - ④ 個人情報の紛失や流出、不審者の侵入、盗難
 - ⑤ 異物混入(給食に異物が混入した場合)・誤飲・誤食
 - ⑥ ①②に該当しないが、こども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した事故
- ・職員会議を開き、事故の原因分析と再発防止策の検討をする。
 - ・話し合われたことを記録し、全職員に周知する。

保護者への報告は、第1報も含め、正確にかつ速やかに行いましょう。
いつ、どこで、だれが、どのように・なぜ、どの程度のけがか、どんな対応をしているか、保護者には何をしてほしいか(受診等の承諾や、お迎え、病院での待

令和 5 年度

事 故 報 告 書

横 浜 市 長

設置者住所	
設置者氏名 (又は名称)	
代表者	

事故事案（ ）について、報告書を次のとおり提出します。

<市への報告が必要な事故等>

- ①死亡事故
 - ②重傷事故（治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病及び意識不明）
 - ③行方不明・置き去り
 - ④個人情報の紛失や流出、不審者の侵入があった・盜難
 - ⑤異物混入（給食に異物が混入した場合）・誤飲・誤食
 - ⑥ ①②に該当しないが、こども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した事故
- ※「重傷事故を除く消費者事故（被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがある場合）」についても報告してください。

<事故等発生時の施設から市への報告の流れ>

①【発生後速やかに】	・ 区こども家庭支援課へ電話で事故発生等を報告
②【原則発生当日】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第1報」（様式1及び2）を区こども家庭支援課へExcelで提出）遅くとも翌日までに提出をお願いします。その後、区こども家庭支援課に提出された事故報告書は、各区から保育・教育運営課に提出されます。 ・ 修正・変更・追記等がある場合は、保育・教育運営課から連絡します。
③【様式3の記入ができ次第】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第2報」以降は、保育・教育運営課に提出をお願いします。 提出先：こども青少年局保育・教育運営課 メールアドレス：kd-uneishidou@city.yokohama.jp
④【死亡事故、重傷事故及び消費者事故の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「①死亡事故」、「②重傷事故」および「消費者事故」については、横浜市と内容を確認した後、改めて保護者へ説明し、下記の確認欄に署名をしてください。

<報告にあたっての留意点>

- ・発生時の状況図（写真等を含む。）を添付してください。遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- ・事故対応や報告書の記載内容について、市として確認する場合や、報告書への追記・修正を求める場合があります。
- ・その他対応については別添事故対応フロー図を確認し、適切に行ってください。

<本報告書の取扱い>

- ・市は、注意喚起と再発防止の啓発等を目的に、施設名及び個人情報を削除した上で、市内各施設へ情報提供する場合や、「①死亡事故」等特に重大な事故については、施設名等を含めて公表する場合があります。
- ・「①死亡事故」と「②重傷事故」については、施設からの報告を受けた市は、県と国へ報告します。「消費者事故」については、国へ報告します。国においても再発防止等のため、施設名及び個人情報を削除した上で後日公表されます。
- ・本報告書は、市・区へ報告するたびに、第1報、第2報…と更新しながら、それぞれ保存してください。（第2報を提出したからといって第1報を破棄等しないでください）

<保護者への説明及び情報提供>

- ・保護者への連絡は事故発生後、速やかに行います。その後も適宜情報提供を行ってください。
- ・「①死亡事故」と「②重傷事故」については、市と施設で報告書の内容を確認した後、最後に施設から保護者へ「様式2-1」をお渡しし、改めて報告することと、国が個人情報等削除の上、後日公表することについての説明をしてください。
- ・「消費者事故」については、市と施設で報告書の内容を確認した後、施設から保護者へ国が個人情報等削除の上、後日公表することについての説明をしてください。
- ・保護者への説明等について、下の記載欄へ記入した様式を市へ提出してください。

<「①死亡事故」、「②重傷事故」及び「消費者事故」に係る報告書に関する保護者説明の実施確認欄>

※市と施設で報告書の内容を確認した後、最後に実施してください。

- 報告書（市と確認が終了したもの）を説明をした
- 国が個人情報等削除の上、後日公表することを説明した
- 公表：可 公表：不可
- 報告書のうち「様式2-1」を保護者へ配付をした

【説明日】

年 月 日

【説明者氏名】

【様式 1】

この色のセルはブルダウンで選択できるようになっています。必ず選択をしてください。
手書きで作成される場合は、フルダウントメニューを確認してください。

事故報告日	令和5年	月	日	報告回数	第1報			
認可・認可外	認可外			施設・事業種別				
自治体名	神奈川県 横浜市			施設名				
				施設代表者名				
所在地				開設(認可)年月日				
設置者(社名・法人名・自治体名等)				法人等代表者名				
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計
								0
教育・保育従事者数	名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名		
うち常勤教育・保育従事者	名			うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名		
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²
		m ²		m ²		m ²		m ²
発生時の体制		名	教育・保育従事者			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		
異年齢構成の場合の内訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名
	4歳	名	5歳以上	名	学童	名		
事故発生日				事故発生時間帯				
				事故発生時刻(具体的に)				
児童名				保護者名				
生年月日	年 月 日			保護者連絡先				
子どもの年齢(月齢)	所属クラス			入園・入所年月日				
子どもの性別				事故誘因				
事故の転帰(結果)				(負傷の場合) 負傷状況				
(死亡の場合) 死因				(負傷の場合) 受傷部位				
病状・死因等(既往歴)	【診断名】							
	【病状】	病状: (全治: 日)						
	【既往症】				病院名			
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)								
発生場所								
発生時状況								
当該事故に特徴的な事項								

【負傷等の場合この様式を利用】 【様式 2-1】

報告回数	第1報			
発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分 (午前・午後)			負傷状況
発生場所				負傷状況がその他の場合の内容 ()
施設・事業種別				児童の年齢
発生するまでの状況				
活動の状況 (活動にあたっていた保育・教育従事者数、活動内容など)	教育・保育従事者数		うち有資格者数	
	全体の活動内容 :			【例】〇:〇〇～ 3歳児10名が、園庭で鬼ごっこをしていた。
	保育従事者のいた位置、行っていた役割 :			【例】保育士Aが園庭全体、保育士Bが鉄棒の横で子どもを見守り、保育士Cが子どもたちの動きに合わせて動いていた。 ※言葉で記載しづらい場合は、図面などの説明で可
	当該児童の様子・活動状況 :			【例】鬼ごっこに参加し、鬼に追われていた。
他の児童の様子・活動内容 :			【例】鬼ごっこをする子、鉄棒をする子、園庭を探索する子に分かれていた。	
発生時の状況・対応				事前に保護者との連絡で、体調面など引き継ぎ事項があれば記載
時間 (〇:〇〇)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。			
【発生後の状況は下記のページに記載すること】				

発生後の対応（報道発表を行う場合にはその予定も含む）				
園長等責任者報告した時刻		：		保護者へ第一報した時刻
誰から誰へ報告したか (担任・主任等から園長等)		から		：
通院の有無	通院の有無	通院のため出発した時刻	：	誰から誰へ連絡をしたか (園長・担任等から母・父等)
	通院した場合同行したか	同行した職員 (園長・担任等)		から
	【通院しなかった・同行しなかった場合の理由】			【第一報の連絡内容】
発生後の対応を時系列で記載 (報道発表を行う場合にはその予定も含む)				保護者への連絡内容・時間
時間 (○ : ○○)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。			(保護者連絡した内容について記載)
当該事故に 特徴的な事項				

この面の記載内容は、横浜市は、施設名及び個人情報を削除した上で、市内各施設へ情報提供することができます。また全治30日以上の負傷等については、国がHPで公表します。

(参考) 内閣府HP : <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

【行方不明・置き去りの場合はこの様式を利用】 【様式 2-2】

報告回数	第1報		
発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分 (午前・午後)		
発生場所	(園外の場合は園からの距離、地図などを添付すること)		状況
施設・事業種別			児童の年齢
発生するまでの状況			
活動の状況 (活動にあたっていた保育・教育従事者数、活動内容など)	教育・保育従事者数	うち有資格者数	
	全体の活動内容 :		
	保育従事者のいた位置、行っていた役割 :		
	当該児童の様子・活動状況 :		
	他の児童の様子・活動内容 :		
	最後に点呼したときの時間、人数と当該児童の様子 時間 : 人数 : 名 どのように人数確認を行ったか : 当該児の様子(何をしていたか) :		
発生時の状況・対応			事前に保護者との連絡で、体調面など引き継ぎ事項があれば記載
時間 (○:○○)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。		
【発生後の状況は下記のページに記載すること】			

発生後の対応 (報道発表を行う場合にはその予定を含む)				
園長等責任者報告した時刻		:		保護者へ第一報した時刻
誰から誰へ報告したか (担任・主任等から園長等)		から		:
警察への通報の有無	通報の有無	通報した時刻	:	誰から誰へ連絡をしたか (園長・担任等から母・父等)
	通報した人(園長・通行人等)			から
	【通報しなかった場合の理由】			【第一報の連絡内容】
発見時の状況	時刻… 場所… 状況… 発見者…			
発生後の対応を時系列で記載 (報道発表を行う場合にはその予定を含む)				保護者への連絡内容・時間
時間 (○ : ○○)	※何人でどこをどのように捜索したか、時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。			(保護者連絡した内容について記載)
当該事故に特徴的な事項				

この面の記載内容は、横浜市は、施設名及び個人情報を削除した上で、市内各施設へ情報提供することがあります。

【異物混入・誤飲・誤食の場合はこの様式を利用】 【様式 2-3】

報告回数	第1報		
発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分 (午前・午後)		
発生場所	児童の年齢		
施設・事業種別	混入物の大きさ		
混入物			
発生時の状況・対応		保護者への連絡内容・時間	
時間 (○ : ○○)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。その場にいた児童数・活動内容・保育者人数・配置状況(どのように活動を見守っていたか)は必須です。		
発生後の対応 (報道発表を行う場合にはその予定を含む)		保護者への連絡内容・時間	
時間 (○ : ○○)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。 ※通院の判断は誰がどのようにしたのか記載してください。		
写真			
当該事故に特徴的な事項			

この面の記載内容は、施設名及び個人情報を削除した上で、市内各施設へ情報提供することができます。

【その他（負傷・行方不明・置き去り・異物混入・誤飲・誤食ではない案件はこの様式を利用）】
 【様式2-4】

報告回数	第1報		
発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分 (午前・午後)		
発生場所			発生した事故内容
施設・事業種別			児童の年齢
発生時の状況・対応		保護者への連絡内容・時間	
時間 (○:○○)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。その場にいた児童数・活動内容・保育者人数・配置状況（どのように活動を見守っていたか）は必須です。		
発生後の対応 (報道発表を行う場合にはその予定を含む)		保護者への連絡内容・時間	
時間 (○:○○)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。 ※通院の判断は誰がどのようにしたのか記載してください。		
当該事故に特徴的な事項			

この面の記載内容は、施設名及び個人情報を削除した上で、市内各施設へ情報提供することができます。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

報告回数		第1報	
要因	分析項目		記載欄【選択肢の具体的な内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無		(具体的な内容記載欄。マニュアルや指針の名称を記載してください)
	事故予防に関する研修	実施頻度()回/年	(具体的な内容記載欄)
	職員配置		(具体的な内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項		
	改善策		
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的な内容記載欄)
	遊具の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的な内容記載欄)
	玩具の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的な内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項		
	改善策		
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況		
	その他考えられる要因・分析、特記事項		
	改善策		
人的面 (担当保育教諭、幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き	(具体的な内容記載欄)	
	担当職員の動き	(具体的な内容記載欄)	
	他の職員の動き	(具体的な内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項		
	改善策		
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項		
	改善策		
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。		(区・施設は記載不要)	

【0歳児】プレスチェック表（ひな形）

担当者	園長	令和 年 月 日											
		温度						湿度					
氏名		8時						9時					
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
1 咳がでていた。	横浜 太郎												
2	メモ	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
3	メモ	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55

担当者	園長	令和 年 月 日											
		温度						湿度					
氏名		8時						9時					
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
1 咳がでていた。	横浜 太郎												
2	メモ	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
3	メモ	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55

【1歳児】プレスチェック表（ひな形）

担当者	園長	令和 年 月 日																	
		温度						湿度											
氏名		8時			9時			10時			11時			12時			13時		
		0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50
1	横浜 太郎																		
	メモ	14時																	
	咳がでていた。	0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50
		v																	
2	氏名	8時																	
	メモ	14時																	
		0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50
		v																	
3	氏名	8時																	
	メモ	14時																	
		0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50
		v																	
4	氏名	8時																	
	メモ	14時																	
		0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50
		v																	
5	氏名	8時																	
	メモ	14時																	
		0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50	0	10	20	30	40	50
		v																	

行方不明・置き去り事故防止のためのチェックリスト

～行方不明・置き去り等の事故防止に向けた取組の徹底について～

市内の保育・教育施設において、行方不明・置き去りの事故が多く発生しています。その原因は、人数の確認ミス、職員間の声掛け不足、思い込み等のヒューマンエラーによるものです。

「行方不明・置き去り事故防止のためのチェックリスト」を使って、各自、全職員で自分たちの施設の安全管理について再確認をしましょう。

また、事故が起きた場合は、速やかな対応、職員間の連携が重要です。そのためにも事故発生時の対応について各施設の事故対応マニュアルやフロー図等を使って確認し、全職員で共有しましょう。

1 園内

(1) 園庭・屋上

■常に児童の人数や居場所を把握し、園庭や屋上から部屋に戻る等、保育の場面が変わる時は必ず人数確認を行いましょう。

	園庭で見失いが起きそうな場所を把握し、職員間で共有をしている
	短時間でも園庭を離れる時は、他職員に声掛けをしている
	園庭、屋上等に入りする時は、残っている児童がいないか、声に出して指差し確認をしている
	ドアに鍵をかける場合は、その前後で児童の人数確認をしている
	常に他職員と連絡が取れるような手段の工夫をしている（例：携帯電話・内線等）

(2) 玄関・門扉

■門の開閉時に、児童だけが園外へ出てしまうことを防ぐために、ソフト面・ハード面の対策を行いましょう。

	送迎時や訪問者が出入りする時の安全対策をとっている（例：注意の張り紙・職員が立つ等）
	登降園時の人数把握を確実に行う仕組み(職員間の共有等)が、できている
	門扉・フェンス等の形状等、ハード面の対策がとられている (例：二重の施錠・児童の手が届かない開錠ボタンの位置、防犯カメラの設置等)

(3) 室内

■建物内で死角になるところを職員間で把握・共有して安全対策を取りましょう。

	各クラスのデイリープログラムを職員間で周知・共有をしている
	部屋を移動する時は、残っている児童がいないか確認をしている
	児童の居場所を職員間で声を掛け合い、把握している
	押入れ下や収納棚の中等、児童が入れる隙間の確認をしている
	倉庫等は、扉を開けたままにしない
	ドアに鍵をかける時には、指差し確認している
	エレベーター使用時は、乗る前、降りた後に人数確認をしている
	エレベーターのボタンには、児童が触れない工夫をしている

2 園外

(1) 散歩・園外活動

■散歩マニュアル、手順書、散歩マップ等、常に職員間で確認しましょう。

	散歩ルート、目的地で児童の見失いが起こりそうな場所を把握している
	事前に、職員間で児童の体調や配慮事項を共有している
	職員の立ち位置、役割分担を確認して、常に児童の動きを把握している
	児童の居場所や職員の動きなど、移動中も常に職員間で声を掛け合っている
	散歩の前後や場所移動の際に、児童の顔を見て複数で人数確認を行っている
	散歩先で他園と一緒にになった時は、自園の児童とわかる工夫をしている (例:帽子の色を変える、挨拶、声の掛け合い等)
	児童への安全指導を行っている (交通ルール、目的地での遊びの約束等)
	初めて、または久しぶりに行く場所は、事前に下見(ルートを含む)を行い安全確認している

(2) 園バス

■園バスのマニュアル、手順書等、常に職員間で共有しましょう。

	園バス利用児童の出欠席を確認し、職員間で共有している
	乗車時、降車時に児童の顔を見て名前、人数を複数で確認している (チェックリスト等使用)
	最終点検は、声出し指差しで車内に誰もいないことを確認している

3 その他

	事故発生時の対応を職員間で話し合い共有している (例:事故防止・対応マニュアル、フロー図、想定訓練等)

★各項目の空きスペースは、職員間で検討したチェック項目用に活用してください。

★参考:「保育中の安全管理について」

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課 令和3年12月3日(依頼文)
「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」
厚生労働省 令和4年 4月11日(事務連絡)
「保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン」
横浜市こども青少年局 保育・教育運営課 令和4年10月7日
「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」
厚生労働省 子ども家庭局保育課 令和4年12月15日(事務連絡)

9 過去の通知について

事故関連の過去通知については、横浜市の事故防止と事故対応のホームページに掲載しています。このほか、事故報告書の様式、事故啓発チラシなど掲載しています。各施設の状況、体制に応じて職員研修等に活用してください。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>事故防止と事故対応について>
事故防止と事故対応について

【QRコード】



<令和4年度発出した通知（令和4年12月末現在）>

・令和4年12月2日
子どもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について

・令和4年10月7日

保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン及び園バス（車両送迎）や児童の欠席把握等に関するアンケート結果の送付について

・令和4年9月15日

バス送迎に当たっての安全管理に関する緊急調査について（依頼）

・令和4年9月6日

園児の人数確認の徹底について（依頼）

・令和4年5月17日

消毒液や除菌剤の使用に関する注意喚起について

・令和4年4月18日

保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について

・令和4年4月11日

特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について

・令和4年4月6日

遊具の安全確保について

10 令和4年 事故事例

※令和4年1月～12月

行方不明・置き去り						
種類	事例	置き去り	置き去り	置き去り	置き去り	置き去り
年齢	5歳	1歳4か月	0歳11か月	1歳5か月	5歳8か月	
事故の状況	5歳児12名、保育者1名 近隣から屋上で児童が泣いていると知らせが入った。知らせが受けた園長は、まずは年長児の担任に確認してから、担任と共に、屋上へ上がった。担任は先に屋上に上がつていて事務員が、本児を抱きしめ、すでに落ちていた。 他の職員から他所の方が玄関のバギーの中に児童が一人でいると知らせてくれた。	0～2歳児8名 バギーを玄関前に止めた。児童たちを順次庫に入ろうとしていたため、声をかけ遊びに誘つた。その後、再度、本児が寝具収納庫に入り中に入った。バギーに残したまま最後の1名をバギーに移動させ、別の児童1名と園内に入った。その際他の職員から児童がいることに気が付いた。同じじ消失事故が、5月にも発生した。	午睡から起床した児童の寝具を片付けている保育者の近くで、本児が寝具收納庫に入ろうとしていたため、声をかけ遊びに誘つた。その後、再度、本児が寝具収納庫に入り中に入った。バギーに残したまま最後の1名をバギーに移動させ、別の児童1名と園内に入った。その際他の職員から児童がいることに気が付いた。同じじ消失事故が、5月にも発生した。	園庭から入室する児童を数えていた。本児はみんなと一緒に一組に一旦列を組んでいたが、ホールの隅に片付いていない玩具を見つけ、別から外れてホールに戻り片付けた。探し物のため、各クラスを見回つていた。看護師が3階ホールに残つていた本児を発見した。	5歳児22名 担任が、人數を確認し、ホールのドアを開け階下へ下り始めた。全員ホールから出入り口へと向かうとしたとき、ホールの外にいた保育者4名が見当たらなかった。本児はみんなと一緒に一組に一旦列を組んでいたが、ホールの隅に片付いていない玩具を見つけ、別から外れてホールに戻り片付けた。探し物のため、各クラスを見回つていた。看護師が3階ホールに残つていた本児を発見した。	
月・曜日・時間帯	3月 金曜 9:40	5月 金曜日 16:55	6月 水曜日 14:28	6月 月曜日 10:15	6月 木曜日 9:58	
場所	屋上	保育園・バギー置き場	保育室	園庭	ホール扉前	
保育状況	水やり	散歩からの帰園時	午睡からおやつ	園庭遊びから入室	園庭に出たため並んでいた	
ハード面(設備等) 環境面(保育内容等)	屋上で育てている植物の水やり後、卒園式の予行演習に向け足早に事を進めたり結果、児童の動きを最後まで確認しないで扉を開けてしまった。	バギーに乗せたまま、バギー置き場に移動させてしまつた。保育者は順番に自分で運れていくつもしていた。	前回の事故後、設備面の対策はとつて外階段は死角になりやすい。	本児が死角に移動したため、階段の扉の前にいた保育者はは外れただことには気づかなかつた。		
事故の分析	ソフト面 (マニュアル・研修等) 人的一面 (保育者の状況等)	・スケジュールに追われていたため、普段は、児童が一人残っているにも関わらず、入室する動きを取つてしまつた。年長児だからと安心せず人數確認をするべきだった。全員の顔は、確認していましたが、児童の動きを確認していくために、本児が扉の裏に行つてしまつたことに気づかなかつた。	・保育士は、児童が一人残っているにも関わらず、入室する動きを取つてしまつた。前回の事故後の改善策、周知方法、その確認等に不足があり、収納庫内に児童がいるかどうか確認することが不明確だつた。	最終入室時の人数確認をすることが1階に下りた時点で人数確認をすることになつたが急つてしまつた。階段を降りた後の計3回入室する前、死角で確認をすると、最もの人數確認で「いるはず」と思い込み、次の人数確認を怠つてしまつた。		
再発防止のための改善策	・屋上から施設内に入った後の人数確認・保育者の役割分担を決めてから児童を入室させる。・目の前の児童の人数や状況を伝え合う。・全員が入室したら人数確認最終チェックし、園長・主任に報告する。	・収納庫の外扉に、確認事項を貼り、目で見て分かるようににする。・倉庫入口に、データを置き児童の入室を防ぐ。・連携体制を見直し、情報伝達確認チエックリスト、全体リーダーを配備し、安全管理と職員の連携強化に繋げていく。	・3階から児童を移動させる際、保育者が一人の場合は、事務所にいる職員ががらう。・定期的な人數確認と再発防止に努める。・定期的にマニュアルと手順の読み合わせを行い、実施状況を各クラスに報告する。			

種類		置き去り・行方不明						骨折		
事例	置き去り	行方不明	置き去り	上腕軽上骨折	全治約30日	右鎖骨骨折	全治30日以上			
年齢	3歳4か月	5歳4か月	2歳3か月	4歳11か月	4歳11か月	5歳10か月	5歳10か月			
事故の状況	2歳児7名 保育者3名 児童は、順番にトイレを済ませお茶を飲んでいた。最後の2名がトイレにいる時、その場にいた保育者Aとお茶を飲ませていた保育者Bが入れ替わるか、保育者はBにトイレに残った2名のことを伝えようと本児が泣き出し、「一人でフェンスの方に行き座りこんでいた」と本児がフェンス前にいないことに気付いた。保育者Aが気づき、公園内を探した。公園内を見た保育者Aがが急いで扉を開けたところ、本児が中で立っていた。	3～5歳児26名 保育者4名 本児が鉄棒を始めた際、近くで鉄棒をしようとした他児に今度ついている時、他児が本児に泣いてしまった。保育者が本児に優しく言えればわかると伝ええたところ本児が泣き出し、「一人でトイレの扉を開め鍵をかけてしまった。公園内を覗いた保育者Aがが急いで扉を開けたところ、本児が中で立っていた。	1歳児11名、保育者4名 公園で遊んだ後、園に到着し、本児がいないことに気がついた。 保育者1名が公園に戻り、木の茂みで隠している本児を見出した。	3～4歳児7名、保育者2名 本児は跳び箱(3段)に、意欲的に参加、事故前に10回程跳んでいた。(3名が繰り返し跳ぶ)保育者1名が、補助をしていました。本児の飛ぶ体勢は安定していましたが、マットに着地する寸前にはバランスを崩し、右腕に落とした。園庭の奥で一人間は目撃してなかつた。本児を根野へ入れた保育士がしながら、転倒の瞬間に目撃してなかつた。園長に報告した。その後、検討を進認し、園長に報告した。その後、検討をして受診した。	3～4歳児7名、保育者6名(園庭3名、室内3名) 園庭では、約3m間隔で保育士がそれに曲がり死角になつている園庭には、本児1名がいた。本児を見た保育士がしながら、転倒の瞬間に目撃してなかつた。園庭の奥で一人で遊んでおり、保育士が倒れている本児を発見し声をかけたところ、右肩の痛みを訴えたため、検討をして受診した。	3～4歳児27名、保育者6名(園庭3名)	3～4歳児27名、保育者6名(園庭3名)			
月・曜日・時間帯	10月 木曜日 9:40	11月 木曜日 11:00	12月 水曜日 10:30	2月 金曜日 16:30	5月 水曜日 8:45					
場所	トイレ	公園	公園	施設内(保育室)	施設内(園庭)					
保育状況	遊び前の排泄	自由遊び	帰園後の足洗い中	コーナー遊び	自由遊び					
環境面(保育内容等)	トイレ使用後に中に児童がいないかの確認をしながら。	保育者の動きを事前に打ち合わせできていなかつた。	散歩先の公園は頻繁に訪れる公園だつた。	用具の安全点検後使用した。破損等の不具合は無し。本児を含む3名が順に跳んだいたため、インターhalbが短く体力が落ちていたと考える。	園庭がかき状死角になる部分がある。今年度初めてのはだしの日で、児童たちが落ちていたと考へる。					
ハード面(設備等)	室内活動から廊下への移動に伴い、児童に排泄と水分補給を促していた。保育者が入れ替わる際に、口頭での人数確認をせずに交代した。	・全体を見ている職員がいなかつたため本児が出て行ったことに気づかなかつた。・児童に対して、「4歳児クラスなので、公園からは出て行かないだらう」という保育士の思い込みがあつた。	・公園から帰園するときに、保育者が、人間帶の活動だった。また、本児は長期休暇中の活動により、体力が落ちていたことなどが考へられる。保育者が、飛び越えた後の補助方法を知らなかつた。	保育士配置は十分であるが、当該児童の死角になる部分がある。また、児童がいた園庭の死角になる場所にはいなかった。						
ソフト面(マニアル・研修等)	保育者の交代時は、人数や児童の位置の確認を行い状況を伝え合う。	・公園で遊び前に、誰がどう見るのか保育者同士で話し合う。	・散歩先から出発時刻を園に連絡する。	・園庭の保育士の定位置を再確認し、全園庭を把握できるようにする。						
人的面(保育者の状況等)	施錠時は必ず中を確認する。	・児童に公園での約束事を伝えていく。	・園外保育用の名簿を作成し、人数確認等記録できるようにする。	・常に保育者同士、連携をとり、声をかけあいながら保育を行う。						
事故の分析	張り返りを全職員で共有し人数確認の方法を再確認する。	・事故予防研修を定期的に開催する。	・保育マニュアルの見直し等、園内研修や職員会議を定期的に実施。	・同じ鎖ぶれの保育者と児童たちの歩きのグループとする。						
改善策	保育室を移動する方法を手順書に加え、意識の向上を図る。									

種類		骨折						
事例	左足脛骨・骨折 金治30日	右くるぶし外側軟骨の骨折 全治30日以上	右中指挫傷 右中指末関節骨不全骨折 全治2か月	右上腕骨外顆骨折 全治14～21日	右上腕骨・骨折 金治3か月	右上腕骨・骨折 金治3か月	右上腕骨・骨折 金治3か月	
年齢	4歳6か月	5歳9か月	1歳3か月	1歳	1歳	6歳5か月	6歳5か月	
事故の状況	3～4歳児10名、保育者2名 保育者の声掛けで、玩具の片づけをして いる際、本児が左足の脛を押さえたから 痛みを訴えたので、アイシングをした。 保育者は現場を見ていなかつたため児 童に状況を聞くが、玩具箱に足をかけて いた。他児が上に乗つてきたり等、トラブル はあった様子だったが、確認は得られな かった。 保護者には、本児の状態のみを伝えた。 翌日、保護者が病院に連れて行け受診 した。	4～5歳児19名、保育者2名 園庭遊び後、保育者は、児童をトイレス 誘導後、本児を含む数人の児童をかけ、先 が済んだら部屋に戻るよう声をかけ、先 に水分補給の準備をする際、若干足を引き た。本児が戻ってきた際、若干足を引き いており、急に痛くなつたと、担任に痛 みを訴えた。すぐに保護者の迎えがあ り、状況を説明した。降園後、足が腫れ てきただため、翌日、保護者が本児を連れ て受け診し、骨折が判明した。	本児1名、保育者2名 保育士Aは本児のオムツ交換後、本児を その場に待機させ、オムツの処理をして いた。 保育士Bは掃除後、換気のために大人用トイレ 用トイレのドアを開けた(大人用トイレ に換気窓がある)。ドアを開けた時にでき た隙間に、本児が指を入れたまま、保育 士Bが気づかずドアを閉めてしまふ。本 児の指を挟んだ。園長に報告し、受診し て受け診したところ骨折が判明した。	0、1歳児5名、保育者2名 フリー・オールで仕切られた中で紙パック の平均台を2列並べ遊んでいた。保育 士Aは2列の平均台の間で児童を見てい た。保育士Bはフリー・オールの外側で 見守つていた。本児は平均台横で回りは じめ、ドアを開けた時にみえこが、身体 に気になる点はなかった。保護者には降 園時に状況を伝えた。降園後、保護者が 園長に報告し、受診したところ骨折が判明した。	4～5歳児67名、保育者10名 友だちごと鬼ごっこをしている中、本児は 迷子子として園内を移動し、すべり台に 行き、滑っている途中に左側に落ちした (滑り台の中央より下、約1メートルの高 さ)。見守りをしていた保育者が、状況を 把握。他の保育者に応援を要請した。 救急車を要請し、病院へ運んだ。	4～5歳児67名、保育者10名 友だちごと鬼ごっこをしている中、本児は 迷子子として園内を移動し、すべり台に 行き、滑っている途中に左側に落ちした (滑り台の中央より下、約1メートルの高 さ)。見守りをしていた保育者が、状況を 把握。他の保育者に応援を要請した。 救急車を要請し、病院へ運んだ。		
月・曜日・時間帯	6月 木曜日 17:24	7月 月曜日 16:15	7月 金曜日 15:55	8月 火曜日 17:25	9月 水曜日 11:40			
場所	施設内(保育室)	施設内	施設内(トイレ)	施設内(保育室)	施設内(園庭)			
保育状況	部屋の移動の為片付けの際 ハード面(設備等) 環境面(保育内容等)	片付け後の保育者の声掛けが無く、まだ 片付けする児童、遊んでいる児童、自由に 動いている児童がいた。	トイレに行った際 オムツ交換後	オムツ交換後	自由遊び	自由遊び	自由遊び	
事故の分析	ソフト面 (マニアル・研修等) 人的面 (保育者の状況等)	保育者ABが、双方の動きを把握せず、 児童から目を離していただけた。 当時は児童の腫れがなかなかついたことから打撲 ではないかと予測、判断が甘かつた。ま た、保護者もすぐ迎えに来る状況たつた ので、保護者を待つてしまつた。	いつでもやっている活動であり、5歳児な どの一人でもできるという思いもあり、排 泄池が終わった後の活動準備を優先してし ました。 本児が、室内を走つたから転んだと、保 育者に本当のことなどを言えず、発覚が連れ たと予想される。	保育者AIは、オムツ交換後、本児をその 場に待機させ、使い済みのオムツを處理 した。	室内を歩き回つている児童に対して、保 育者は、見守るだけになつた。	園庭でクラス集団活動を行つた後、自由 遊びをしていた。保育者は園庭で適切 に分かれで見守りをしていた。2mほど 距離において、落下前の原因の場面は見 ていないが、落下する姿は目撃したた め、すぐに駆け寄り対応した。	園庭にいる保育者の数や立ち位置は 問題なかつたと考えるが、より視野を広く 持ち、事故を防止できるようしていく。 ・鬼ごっここの際は、遊具を使わない。 ・児童たちには、すべり台を使う際の ルールを繰り返し伝えていく。	
再発防止のための改善策	見た目で判断せず、状況に応じて救急 外来の受診も検討し、保護者が迎えに 来た際にも、その場で受診同行をお願い するべきであった。積極的に受診を検討 する。	児童たちが活動を終えるまで保育者が 見守るか、その場を離れる場合はフロア にいる保育者に声をかけ、フロア全体で 見守る状況を作る。 児童が保育者に本当のことと言えるよ う、痛みを訴えた時点で、丁寧にヒアリン グをする。	オムツ交換後は、園児を保育室に戻した 後、オムツの処理を行う。児童がいる時 は、大人用トイレの扉は開けない。扉を開 ける時、周囲を確認し、声をかけあつて 開閉する。 ・扉に「児童がいます。声をかけて返事 があつたら開閉します。」という張り紙を 付ける。					

種類	口腔内受傷			打撲			個人情報流出		
	事例	前歯2本抜歯 全治60日	下唇裂傷 全治7日	頭部打撲 全治1日	生活管理指導表	4歳	5歳	WEB写真	
年齢	6歳1か月	2歳3か月	1歳9か月	1歳9か月	4, 5歳児合同20名、保育者2名	4歳	5歳		
事故内容	2～5歳児38名、保育者5名園庭遊び中、本児が遊具(滑り台)の横からボールを投げて走り出し、走つてきた他児と衝突した。前歯を打ち、上前歯の歯ぐきから出血し、歯のぐらつきがあつた。受診し、上前歯2本を抜歯した。	1歳～5歳児5名、保育者3名園庭遊び中、ワンドツキに上った本児に危ないから下りるよう保育者が声をかけた。本児は、慌てて下り、下の段を階段を下りし転倒し、口から出血した。救急車を要請し緊急搬送し、下唇1針、外側2針縫合した。	1歳児12名、保育者3名園内階段を移動していたところ、一緒になった3歳クラスの児童を先に通すため踊り場で待機した。その時、保育者のガードをすり抜けた本児が、1人で階段を下り、バランスを崩して3段の高さから落っこし、頭部打撲で通院した。	朝、保育士Aが、保護者から連絡を受け取った。保育士Bは、引き継ぎノートに挟み、所定の欄の上に置いた。保護者から書類を受け取ることを思い出し、担任保育士Bに伝えたが、員當たらず、紛失したこと気づいた。念のため保育者の自宅も検索するが見つかなかった。					
月・曜日・時間帯	9月 火曜日 16:15	11月 土曜日 10:30	12月 木曜日 10:25	2月 月曜日 8:30	2月 月曜日 8:30	10月 土曜日			
場所	施設内(園庭)	施設内(園庭)	施設内(室内階段)	保育室	WEB上				
保育状況	園庭自由遊び	園舎内移動中	朝の受け入れ時	写真販売					
ハード面(設備等) 環境面(保育内容等)	・2～5歳児が一緒に遊んでいたため、運動線が分かれずらかった。 ・地面は凹凸もなくつまづくものにななかつた。	・土曜日の異年齢保育では、平日とは、配慮点や児童の姿が違う事への意識が欠けていた。園児数が少なくて安心していました。	・外、玄関、階段に児童が分散していました。 ・階段では保育者1名、児童4名がいた。 ・階段移動の危険は理解していたが、児童同士のトラブルに気を取られた。	書類を保管する専用ケースがなかった。 ・マニュアルには、書類について、事務所へ持っていく行いとしか記載されていません。	ユーザー認証が必要なアプリ上で、当該保護者以外の16家庭の保護者(アカウントを保有するクラスの保護者)が閲覧可能だつた。				
事故分析 ソフト面 (マニュアル・研修等) 人的面 (保育者の状況等)	・保育者は一定の距離をおいてそれぞれの場所で、児童たちの安全を見守っていた。(他保育者1名は電話対応で入室中) ・十分な人員配置で見守っていた。 ・児童たちへ遊び方の確認をする前に、事故が起きてしまった。	・1歳児～5歳児5名を保育者1名が全體が見える位置で見守っていた。(他保育者1名は電話対応で入室中) ・年齢によっては、遠くから声をかけることで懼ててしまうという児童の心理を考えることが欠けていた。	・階段にこいついでいた保育者が、他のドラブルに気を取られ、本児から目を離してしまった。 ・児童1名で4名の1歳児を見階段で移動するごとに無理があると気がつかなかった。職員の連携、危機予測を考えた上で移動ができないなかつた。	・保育士Aが、朝の引継ぎ時に、保護者から書類を受け取った事を忘れ、担任Bから伝えなかつた。 ・マニュアルには、書類について、事務所へ持っていく行いとしか記載されていません。	個人情報の取扱いへの認識不足により、園児が郵便ボックスに投函する場面を撮影してしまった。 その郵便物に記載された住所氏名が写真に写り込んでいた。				
再発防止のための改善策	・職員の立ち位置、視線の方向を再検討する。常に全体が見える方向に体を向ける。 ・時間やスペースを区切って園庭を使用するよう、クラス間で連絡し合い確認する。 ・園庭に出る前に遊び方を児童たちに周知する。	・職員配置を考えて、確保できない時は、無理に戸外遊びに行わない。 ・遠くから声をかけるのではなく、必ず傍に寄つて声をかけることを見直す。 ・時間やスペースを区切って園庭遊びでは必ず保育者を2名配置することを徹底する。	・保護者がから受け取った書類を入れる専用ケースを準備する。 ・8時30分には事務所へ持つて行く工具の設置、規定・マニュアル等を見直す。 ・朝の受け入れ時には、保育員が保護者に対する受け入れを担当し、保育補助職員が室内の児童を見守る体制にする。						

種類	異物混入			誤飲		
	事例	フードプロセッサー	マヨネーズの内蓋アルミシール	期限切れ提供	保育士の昼食	前日のお茶
年齢	3歳児	3歳児	2歳3か月	0歳11か月	0歳11か月	2歳児1名 3歳児6名
事故内容	3歳児14名、保育者2名 本児が、ミートローフ喫食時にプラスチックの破片を取り出しました。その後、他児1名が異物混入に気づいた。 給食調理の際、フードプロセッサーのチヨンバー用ブレードカッバーをつけたまま作動したため、破損したカッバーが混入してしまった。以降の調理過程においても、調理員が異物には気づかなかつた。異物を発見した後は、ミートローフ提供を中止し代替メニューキューポーを提供した。 児童の体調についても、様子を見ていたが、受診しなかつた。	3歳児7名、保育者3名 通常は栄養士が日付確認しながら日々巡回で確認したところ、マヨネーズのアルミシールと判明した。3本使用した内、2本分は、調理室のごみ箱で発見された。保育士は、期限切れに気が付かず提供した。保育士は、提供時に賞味期限を確認していないかった。 1歳児が残した際に受け取った保育士が、賞味期限が切れていたことに気づいた。他クラスのヨーグルトは、期限切れではなかつた。	1歳児11名、1歳児12名、保育者5名 午睡時に、0・1歳児がほぼ目覚めながら日ごとトイレに歩き、職員が児童たちに移動の声掛けをして、午睡中の子どもと遊ぶ子を分離した。保育室で児童を見守りながら食事をしている保育士が、寝返りの1歳児が寝返りをしたままで対応した。その間に、保育者がテーブルに置いたおかずを1歳児が、口に入れた。	0歳児11名、保育者3名 散歩での水分補給時、3歳児1名がお茶の味に違和感を感じ、「なんか変な感じ」と担任に訴えた。担任が確認したところ、酸っぱいような匂いを感じ、すぐに回収した。3歳児担任は自分でお茶を用意していませんでした。2歳児担任が用意してくれたと思い込んだ。しかし2歳児担任は用意しておらず、前日のお茶がリュックに入つたままだった。	2歳児1名 3歳児6名	
月・曜日・時間帯	2月 木曜日 9:15	11月 水曜日 11:30	7月 木曜日 12:00	10月 木曜日 13:30	7月 水曜日 10:45	7月 水曜日 10:45
場所	調理室	3歳児室	1歳児室	乳児室	公園	
保育状況	給食喫食時に発見	給食提供時	給食提供時	午睡時	散歩	
ハード面(設備等) 環境面(保育内容等)	フードプロセッサー・チヨンバー用のブレードカッバーをつけて保管していたが、そのことを知らない職員がいたため、カバーを装着したまま使用した。	食材近くで調味料を計量してしまった。 廃棄すべき調味料の空き容器等を調理台の上や調理中のポールの横に置いていた。	調理室には、賞味期限の異なるものが保存されていた。 期限内のヨーグルトの下に、期限切れのものが混じっていたため見落とした。	職員の食事と離乳期の乳児が過ごすスペースが同じ場所になってしまった。 ベースが同じボトルの本数が把握できる仕組み作りをしていないからだった。	お茶を入れるボトルの本数の確認不足だった。 一目でボトルの本数が把握できる仕組み作りをしていないからだった。	・前日のお茶を用意した職員が、お茶のボトルを調理に返却しなかつた。 ・当日散歩に出かけるクラスの職員は、リュックに入っていたお茶を誰が用意してくれたのかという確認をしなかつた。
ソフト面(設備等) (マニアル・研修等) 人的面(保育者の状況等)	パート職員への事故予防による研修が不十分であり、刃物の異物混入確認が不足しており、当日、食事に対して調理職員の人が手が不足しており、職員も提供に間に合わせるために焦っていた。 ・保護者への周知が、事故翌日だつた。	廃棄分を確認せず調理を続けた。 保育士も配膳時の目視確認をしなかつた。	調理室での見落としに加え、保育士も配膳前の確認を怠った。	屋食中だつたが0歳児が寝返りをした姿を見て、対応するため屋食をテーブルに残したままの1歳児の元に向かつた。 職員がお互いに声をかけないまま保護者の隣園に対応、休憩、哺乳瓶洗い、屋食を同時に撰つてしまつた。	・前日のお茶を用意した職員が、お茶のボトルを調理に返却しなかつた。 ・当日散歩に出かけるクラスの職員は、リュックに入つたままの1歳児の元に向かつた。 職員がお互いに声をかけないまま保護者の隣園に対応、休憩、哺乳瓶洗い、屋食を同時に撰つてしまつた。	・ボトルが構っているか確認できるようににする。 ・帰園時「ボトルをリュックから出す」という項目を散歩のチェックシートに追加する。 ・当日散歩から離れる際は他の職員に声をかけてから移動する。13時までには食事が終わるよう体制を整える。
事故の分析 改善策	調理職員対象の事故予防に関する研修をする。 ・器具を新しく購入した際は、使い方や付属品などを全員に周知する。 ・保護者への周知が、事故翌日にになつたが、速やかに保護者へ周知する。	調理室空き容器の使用数量分の本体、内蓋の有無の確認を徹底する。 調理スペースに廃棄物は置かず、廃棄時は、複数人で確認する。	調理室内でその日に提供しなかつたものは、新しいものとの混ざらないようにする。 提供前に、一つずつ賞味期限を確認する。 保育室内でも、配膳前に賞味期限を確認する。	調理室は、幼児食になつた見童と一緒に食事を提供するか別室にて撰る。午睡中の児童、起床している児童の人数を把握し保育室の人員を確保してから業務に入る。 児童がいる場所から離れる際は他の職員に声をかけてから移動する。13時までには食事が終わるよう体制を整える。	・ボトルが構っているか確認できるようにする。 ・帰園時「ボトルをリュックから出す」という項目を散歩のチェックシートに追加する。 ・ボトルが返却されているかの確認を調理職員も行い、返却されない場合は、職員に声をかけるようにする。	

種類	誤飲	窒息
事例	哺乳瓶用の洗剤	食事中の熱性けいれん
年齢	0歳児(1か月)	1歳3か月
事故の状況	<p>保育士が哺乳瓶を洗い、消毒液を作つて湯す際、誤って消毒液ではなく哺乳瓶洗浄用の洗剤を使用して、哺乳瓶を浸しました。</p> <p>その後、調乳しやすい用洗剤に浸した哺乳瓶で、調乳し提供した。本児はミルク100ccを飲んだが、体調に変わりなかつた。</p> <p>受診したところ、薄めた液体なので症状はないと思うが、体調に変化があれば出ないと思われる。あらためて早めの受診をするよう医師からすすめられた。</p>	<p>食事を開始し、保育士が本児の口に、お茶とごはんを一口ずつ入れた直後、座位の状態で後ろに反り返り、ウッと声を出し苦しそうな様子で手足に若干の震えがありました。呼吸が止まり、顔面・唇にチアノーゼがあつた。本児は早く息を吐き出す開始した。30秒ほどで深く息を吐き、意識、呼吸が回復し、米粒を少量吐き出した。その後手足を動かし呼吸が止まり泣き声を上げた。救急搬送し、病院にて検査を受けたところ、熱性けいれんと診断された。</p>
月・曜日・時間帯	11月 木曜日 15:30	5月金曜日 11:00
場所	施設内(保育室)	1歳児室
保育状況	昼食時	食事中
環境面(保育内容等)	・洗剤と消毒液の保管場所が同じシンク下の収納扉内で、扉に表記もなかった。	1歳児クラス11人を3人の職員で食事介助中だった。
事故の分析	<p>ハード面(設備等) ソフト面(マニアル・研修等) 人的面(保育者の状況等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 詰め替え用洗剤があるのは知っていたが、シンク下の棚にあるものは消毒液のみと思いつ込み、容器の表示を確認しなかった。 	<p>本児は眼鏡であつたため、配慮しながら食事介助をしていたので、異常に早期に気付き対応できた。</p> <p>すぐに背面叩打法、看護師への連絡、救急者要請と速やかに対応できた。</p>
再発防止のための改善策	<p>・消毒液を液体のものから顆粒タイプのものに変更する。</p> <p>・シンク下の収納の左右で置く場所を分け、扉に「消毒液」「洗剤」の表記をつけ、明確にする。</p> <p>・消毒剤、詰め替え用洗剤の保管場所を職員全員に周知する。</p>	